



# 埼玉県報

第 398 号  
令和 5 年(2023 年)  
3 月 24 日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例のあらまし(国際課)

### 条例

- 埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(国際課)

### 規則

- 職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則(人事課)
- 水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(生産振興課)
- 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(出納総務課)
- 埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 住居手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則(総務給与課)
- 職員の給与に関する条例附則第 15 項、第 17 項、第 19 項又は第 20 項の規定による給料に関する規則(総務給与課)
- 職員の定年等に関する規則の全部を改正する規則(任用審査課)
- 職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(任用審査課)

- 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 職員の高齢者部分休業に関する規則（任用審査課）
- 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）
- 埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則（文化資源課）
- 博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則（文化資源課）
- 埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部を改正する規則（文化資源課）
- 埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則（教職員課）
- 学校職員の給与に関する条例附則第10項、第12項又は第13項の規定による給料に関する規則（教職員課）
- 埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（教委・総務課）
- 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（警察・文書課）

## 訓令

- 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）
- 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（教職員課）
- 埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令（教委・総務課）
- 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令（教

委・総務課)

## 告示

- 令和 4 年度地籍調査事業計画の決定（土地水政策課）
- 旅券手数料の減免に関する告示（国際課）
- 指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定（産業支援課）
- 元荒川上流土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 清算法人荒木郷地裏土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 清算法人荒木郷地裏土地改良区の清算人退任届（加須農林振興センター）
- 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業の換地処分公告（市街地整備課）
- 会計管理者事務の一部委任告示の一部を改正する告示（出納総務課）
- 第 6 次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務に関する落札者等の公示（議会・総務課）
- 一般国道 463 号の占用の制限（川越県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道東松山停車場線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 県道行田東松山線の供用の開始（東松山県土整備事務所）
- 一般国道 407 号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 県道松伏春日部関宿線の区域の変更（越谷県土整備事務所）
- 県道松伏春日部関宿線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程（政策調査課）
- 埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例実施要綱（政策調査課）
- 埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示（政策調査課）
- 埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示（政策調査課）
- 保有個人情報の開示の実施に要する費用等を定める告示（政策調査課）
- 技能教育のための施設の廃止（高校教育指導課）

## 雑報

- 収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 普通肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）
- 川口市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 行田市市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）
- 深谷市営住宅及び共同施設の管理の特例に係る公告（住宅課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十九号）（国際課）

### 一 趣旨

旅券法の一部改正に伴い、一般旅券の査証欄の増補に係る規定を削除するため  
の改正

### 二 内容

一般旅券の査証欄の増補に係る規定である別表第一中「若しくは同法第十二条  
第一項の一般旅券の査証欄の増補の申請」を削る。

### 三 施行期日

令和五年三月二十七日

## 条 例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十九号

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

埼玉県本人確認情報の利用及び提供に関する条例（平成二十二年埼玉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務の欄第一号中「若しくは同法第十二条第一項の一般旅券の査証欄の増補の申請」を削り、「それらの」を「その」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

## 規則

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十二号

職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する規則（平成二十五年埼玉県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「十五年」を「二十年」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算）

第六条 高齢者部分休業（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十六條の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。）の承認を受けて職員が一週間の勤務時間の一部について勤務しなかった期間（以下この条において「高齢者部分休業期間」という。）がある場合における条例第七条の四の退職手当の調整額に係る基礎在職期間の計算については、高齢者部分休業期間のうち、退職した者が属していた同条第一項各号に掲げる職員の区分（以下この条において「職員の区分」という。）が同一の期間ごとにそれぞれその期間の二分の一に相当する期間に相当する月数（当該相当する月数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）を、当該同一の職員の区分に属する月のうちそれぞれその最初の月から順次に除外して順位を付すものとする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び四項を加える。

（経過措置）

2 当分の間、条例第四条第一項第三号並びに第五条第一項第三号、第五号及び第六号に掲げる者（次の表の上欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の下欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（知事が定める者を除く。）に対する第四条及び第五条の規定の適用については、第四条第二項中「定年に達する日以前の直近の四月一日までの期間」とあるのは「零月」と、同条第四項及び第五項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあっては、百分の二）」とあるのは「百分の三」と、第五条第一項中「前条第四項」とあるのは「附則第二項において読み替えられた前条第四項」と、同条第二項中「前条第五項」とあるのは「附則第二項において読み替え

られた前条第五項」とする。

条例附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者	六十歳
条例附則第三十六項第一号及び第二号に掲げる職員	六十五歳

3 当分の間、条例第四条第一項第三号及び第五条第一項（第一号を除く。）に規定する者に対する第四条の規定の適用については、同条第三項中「二十年」とあるのは「十五年」とするほか、前項の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同条第三項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

4 当分の間、条例第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第四条及び第五条の規定の適用については、第四条第四項及び第五項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「附則第二項の表の上欄に掲げる者の区分ごとに同表の下欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に百分の三を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第五条第一項中「前条第四項」とあるのは「附則第四項において読み替えられた前条第四項」と、同条第二項中「前条第五項」とあるのは「附則第四項において読み替えられた前条第五項」とする。

5 当分の間、条例第五条第一項第二号及び第四号に掲げる者であつて附則第二項の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第四条及び第五条の規定の適用については、第四条第四項及び第五項中「百分の三（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が一年である職員にあつては、百分の二）」とあるのは「百分の二を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」と、第五条第一項中「前条第四項」とあるのは「附則第五項において読み替えられた前条第四項」と、同条第二項中「前条第五項」とあるのは「附則第五項において読み替えられた前条第五項」とする。

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十三号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則（平成二十六年埼玉県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条中「第八十六条第二項、」を削る。

第四条を削る。

第五条第一項中「第八十六条第三項、」を削り、同条を第四条とする。

第六条中「第八十六条第三項、」を削り、同条を第五条とする。

第七条第一項中「第八十六条第四項及び」を削り、同条第二項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第四項若しくは第六項」に改め、「第八十六条第四項及び」を削り、「第九十一条第五項」を「第九十一条第四項若しくは第六項」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（継続の届出）

第七条 組合は、法第六十八条の三第三項（法第九十二条第五項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により継続の届出をしようとするときは、様式第六号の継続届出書に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しななければならない。

一 総会の議事録の謄本

二 その他知事が必要と認める書類

第八条第一項中「第八十六条第四項、」を削り、「様式第六号」を「様式第七号」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 合併しようとする組合が出資組合である場合にあっては、次に掲げる書類

イ 財産目録及び貸借対照表

ロ 法第五十三条第二項の規定による手続を経たことを証する書類

第八条第二項中「様式第七号」を「様式第八号」に改める。

第九条中「（法第一百七十七条第二項の規定によるものを除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第十条中「第四十七条の六第一項」を「第四十七条の五第一項」に改め、「第八十六条第二項、」を削る。

第十二条の見出しを「（決議事項の報告）」に改め、同条中「議決」を「決議」

に改める。

様式第一号中「㊦」を削り、 「議決」を「決議」に改め、 「第86条第2項、」を削る。

様式第二号中「㊦」及び「第86条第2項、」を削る。

様式第三号中「第6条」を「第5条」に改め、 「㊦」及び「第86条第3項、」を削る。

様式第四号中「第7条」を「第6条」に改め、 「㊦」及び「第86条第4項、」を削る。

様式第五号中「第7条」を「第6条」に改め、 「㊦」を削り、 「第68条第5項」を「第68条第4項若しくは第6項」に改め、 「第86条第4項、」を削り、 「第91条第5項」を「第91条第4項若しくは第6項」に改める。

様式第七号中「㊦」及び「第86条第4項、」を削り、 同様式を様式第八号とする。

様式第六号中「㊦」及び「第86条第4項、」を削り、 同様式を様式第七号とし、 様式第五号の次に次の様式を加える。

様式第6号（第7条関係）

継続届出書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

所在地  
名称  
代表者氏名

年 月 日開催の通常（臨時）総会において決議した組合の継続について、水産業協同組合法第68条の3第3項（水産業協同組合法第92条第5項、第96条第5項において準用する同法第68条の3第3項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

添付書類

- 1 総会の議事録の謄本
- 2 その他知事が必要と認める書類

## 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の水産業協同組合法施行細則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十四号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「食品衛生安全局長」の下に「、産業政策局長、地域経済・観光局長」を加える。

百零三条第四項第三号中「五十万円」を「百万円」に改める。

百零四条第二号中「及び第五号」を「から第八号まで」に改める。

百零九条第二項の表所轄所（防災航空センター、東部環境管理事務所、環境整備センター、高等看護学院、花と緑の振興センター、八潮新都市建設事務所、総合教育センター江南支所、県立嵐山史跡の博物館、県立の学校（川越特別支援学校、春日部特別支援学校、上尾特別支援学校、大宮北特別支援学校、越谷西特別支援学校、騎西特別支援学校、草加かがやき特別支援学校及びけやき特別支援学校を除く。）、警察署及び警察学校を除く。）の項中「県立の学校（」の下に「飯能高等学校、「を、「川越特別支援学校」の下に「川口特別支援学校」を、「上尾特別支援学校」の下に「狭山特別支援学校、久喜特別支援学校」を加える。

別表第二第八項中「下水道使用料」の次に「、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第201条第1項の規定により医師等が診療した被留置者の医薬品の購入費」を加え、「留置人食糧費及び」を削り、同表第十九項中「3,000万円」を「5,000万円」に改める。

様式第二十二号（二）を次のように改める。

## 口座振替納付届 (自動払込受付通知書)

年 月 日

(宛先)  
埼玉県 部 課長

口座 名義 人	(〒)
	住所 _____
	氏名(フリガナ) _____ (_____)
	電話番号 _____

お届け印

私は、埼玉県に納入する県営住宅等の家賃を口座振替により納付したいので、使用料等必要事項を記載した口座振替納入通知書は下記の金融機関宛て送付してください。

申込 口座	金融機関名	本(支)店名	預金の種類	口座番号
		銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協	本(支)店	普通・当座
	ゆうちょ銀行番号	通帳記号	※	通帳番号(右詰め)
	9900			

払込日 県が指定する日

払込開始年月	年 月
払込先加入者名	埼玉県
払込先口座番号	
契約種別コード	

「通帳記号」に6桁目がある場合は「※欄」にご記入ください。

### 金融機関記入欄

上記の届出に係る口座振替の方法による納付について承諾します(ゆうちょ銀行を除く。)

年 月 日 (金融機関名)

本(支)店長

取扱者名

上記の届出に係る貴口座への自動払込みの申込みを受け付けましたので、通知します(ゆうちょ銀行)。

金融機関コード

様式第九号（十八）の備考2中「（全日制の課程及び定時制の課程（単位制による課程であるものを除く。））及び専攻科」を証の。

様式第九号（九）中	8月期	11月期	12月期	
-----------	-----	------	------	--

「1月期」を「月」を「月」を「月」を「月」に改める。

様式第九号（十）中	8月	11月	12月
-----------	----	-----	-----

「1月」を「月」を「月」を「月」に改める。

「月」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規 則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則八一八

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県職員の留学費用の償還に関する規則（埼玉県人事委員会規則八一三）の一部を次のように改正する。

第九条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員が、年齢六十年に達した日以後に退職した場合（引き続き地方公務員

法第二十二条の四第一項の規定により採用される場合に限る。）

第十二条第三号中「第八十一条の二第一項」を「第八十一条の六第一項」に、「第八十一条の三第一項」を「第八十一条の七第一項」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

### 附 則

この規則は令和五年四月一日から施行する。

## 規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六二

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に」を「次の各号に」に改め、「各号に定める額」の次に「（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）」を加え、同条第一号中「（次号において「育児短時間勤務職員等」という。）」、「（次号においてこれらの数を「算出率」という。）」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「採用された職員」の下に「（法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの）」を加え、「（法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額）」、「育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を」及び「とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の管理職手当の額）

第三条 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する前条の規定の適用については、当分の間、同条第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（こ

これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職員に対する改正後の第二条の規定の適用については、同条第一号中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第二条の規定を適用する。

## 規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二四）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六四

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五六）の一部を次のように改正する。

第六条中「別表」を「別表第一」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の支給期間及び支給額）

第七条の二 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する第六条の規定の適用については、当分の間、同条中「別表第一」とあるのは、「別表第二」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第七条の二関係）

期間の区分	職員の区分	2項職員
1年未満	1年以上 2年未満	35,600円
	2年以上 3年未満	35,600
	3年以上 4年未満	35,600
	4年以上 5年未満	35,600
	5年以上 6年未満	35,600
	6年以上 7年未満	34,300
	7年以上 8年未満	33,000
	8年以上 9年未満	31,800
	9年以上 10年未満	30,500
	10年以上 11年未満	29,300
	11年以上 12年未満	28,000
	12年以上 13年未満	26,700
	13年以上 14年未満	25,500

14年以上	15年未満	24,500
15年以上	16年未満	23,500
16年以上	17年未満	22,500
17年以上	18年未満	21,600
18年以上	19年未満	20,600
19年以上	20年未満	19,600
20年以上	21年未満	18,600
21年以上	22年未満	18,200
22年以上	23年未満	17,800
23年以上	24年未満	17,100
24年以上	25年未満	16,700
25年以上	26年未満	16,200
26年以上	27年未満	15,800
27年以上	28年未満	15,400
28年以上	29年未満	14,800
29年以上	30年未満	14,600
30年以上	31年未満	14,400
31年以上	32年未満	13,900
32年以上	33年未満	13,300
33年以上	34年未満	12,700
34年以上	35年未満	12,200

備考

- 1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において「2項職員」とは、第2条第2項の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六五

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に改め、「（以下「再任用職員」という。）」を削り、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第六条第二項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第十二条第二項に次の一号を加える。

十三 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十四条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「百分の二十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に、「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場

合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)、第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))とみなして、改正後の第三条、第五条及び第六条の規定を適用する。

3 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第十四条の規定を適用する。

## 規 則

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六六

農林業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業普及指導手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一〇七）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 当分の間、条例附則第十五項第一号、第十七項、第十九項若しくは第二十項の規定が適用される職員に対する第四条の規定の適用については、同条中「給料月額（条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2若しくは別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号）第五条第一項の表の備考若しくは第二項の表の備考の規定又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第六十八号）第四条第一項の表の備考の規定を適用しない額をいう。）」とあるのは「給料月額（条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しない額をいう。）及び条例附則第十五項、第十七項、第十九項若しくは第二十項に定める給料の額（給料表の備考を適用しない額をいう。）との合計額」とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六七

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―一一〇）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、同条第四項中「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十五条第一項の規定を適用する。

## 規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六八

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二一九）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「この条」の下に「並びに附則第四項及び第五項」を加える。

第六条第三項第一号中「前条」の下に「第一項及び第二項（同条第三項及び附則第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。）並びに附則第五項」を加え、同項第二号及び第三号中「前条」の下に「第一項及び第二項並びに附則第五項」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の四項を加える。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当基礎額）

2 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、第三条第二項各号に定める日において当該職員以外の職員であつたものに対する同項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

3 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員のうち、第三条第三項各号又は第四項各号に掲げる職員であるものの同条第一項の特地勤務手当基礎額は、前項並びに同条第三項及び第四項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会と定めるところにより算出した額とする。

（条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の特地勤務手当に準ずる手当の月額）

4 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、条例第十二条の第三項に規定する異動又は公署の移転の日において当該職員以外の職員であつたものに対する第五条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に百分の七十を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

5 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員のうち、第五条第三項各号に掲げる職員であるものの特地勤務手当に準ずる手当の月額は、前項及び同条第三項の規定にかかわらず、これらの規定に準じて人事委員会の定めるところにより算出

した額とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇六九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

第二十二条第四項を次のように改める。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前三項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前三項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

第二十三条第一項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第七の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第三十五条第一項中「別表第七の二」を「別表第七の三」に、「別表第七の三」を「別表第七の四」に改める。

別表第七の三を別表第七の四とし、別表第七の二を別表第七の三とし、別表第七の次に次の一表を加える。

別表第七の二 降格時号給対応表（第二十三条関係）

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	34	18	18	10	10	14	14	18	22
3	35	19	19	11	11	15	15	19	23
4	36	20	20	12	12	16	16	20	24

5	37	21	21	13	13	17	17	21	25
6	38	22	22	14	14	18	18	22	26
7	39	23	23	15	15	19	19	23	27
8	40	24	24	16	16	20	20	24	28
9	41	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	33	45	41
22	54	38	38	30	30	36	34	45	
23	55	39	39	31	31	38	35	45	
24	56	40	40	32	32	40	36	45	
25	59	41	41	33	33	42	38	45	
26	62	42	42	34	34	44	40	45	
27	65	43	43	35	35	46	42	45	
28	68	44	44	36	36	48	47	45	
29	70	45	45	37	37	52	52	45	
30	72	46	46	38	38	56	57	45	
31	74	47	47	39	39	67	61	45	
32	76	48	48	40	40	80	61	45	
33	78	49	49	41	41	82	61	45	
34	80	50	50	42	42	84	61	45	
35	82	51	51	43	43	85	61	45	
36	84	52	52	44	44	85	61	45	
37	86	53	53	45	45	85	61	45	

38	88	54	54	46	46	85	61	45	
39	90	55	55	47	47	85	61	45	
40	92	56	56	48	48	85	61	45	
41	93	58	57	49	50	85	61	45	
42	93	60	58	50	52	85	61		
43	93	62	59	51	54	85	61		
44	93	64	60	52	56	85	61		
45	93	66	63	53	58	85	61		
46	93	68	66	54	60	85			
47	93	70	69	55	62	85			
48	93	72	72	56	64	85			
49	93	76	75	57	66	85			
50	93	80	78	58	76	85			
51	93	84	81	59	88	85			
52	93	88	84	60	92	85			
53	93	93	88	61	93	85			
54	93	98	92	62	93	85			
55	93	103	97	63	93	85			
56	93	109	102	64	93	85			
57	93	115	107	65	93	85			
58	93	121	112	66	93	85			
59	93	125	113	67	93	85			
60	93	125	113	68	93	85			
61	93	125	113	69	93	85			
62	93	125	113	70	93				
63	93	125	113	71	93				
64	93	125	113	72	93				
65	93	125	113	73	93				
66	93	125	113	74	93				
67	93	125	113	75	93				
68	93	125	113	80	93				
69	93	125	113	85	93				
70	93	125	113	88	93				

71	93	125	113	89	93				
72	93	125	113	90	93				
73	93	125	113	91	93				
74	93	125	113	92	93				
75	93	125	113	93	93				
76	93	125	113	93	93				
77	93	125	113	93	93				
78	93	125	113	93	93				
79	93	125	113	93	93				
80	93	125	113	93	93				
81	93	125	113	93	93				
82	93	125	113	93	93				
83	93	125	113	93	93				
84	93	125	113	93	93				
85	93	125	113	93	93				
86	93	125	113	93					
87	93	125	113	93					
88	93	125	113	93					
89	93	125	113	93					
90	93	125	113	93					
91	93	125	113	93					
92	93	125	113	93					
93	93	125	113	93					
94	93	125							
95	93	125							
96	93	125							
97	93	125							
98	93	125							
99	93	125							
100	93	125							
101	93	125							
102	93	125							
103	93	125							

104	93	125																
105	93	125																
106	93	125																
107	93	125																
108	93	125																
109	93	125																
110	93	125																
111	93	125																
112	93	125																
113	93	125																
114	93																	
115	93																	
116	93																	
117	93																	
118	93																	
119	93																	
120	93																	
121	93																	
122	93																	
123	93																	
124	93																	
125	93																	

ロ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	10	14	18	26	10	10	14	14
3	11	15	19	27	11	11	15	15
4	12	16	20	28	12	12	16	16
5	13	17	21	29	13	13	17	17
6	14	18	22	30	14	14	18	18
7	15	19	23	31	15	15	19	19

8	16	20	24	32	16	16	20	20
9	17	21	25	33	17	17	21	21
10	18	22	26	34	18	18	22	22
11	19	23	27	35	19	19	23	23
12	20	24	28	36	20	20	24	24
13	21	25	29	37	21	21	25	25
14	22	26	30	38	22	22	26	26
15	23	27	31	39	23	23	27	27
16	24	28	32	40	24	24	28	28
17	25	29	33	41	25	25	29	29
18	26	30	34	42	26	26	30	30
19	27	31	35	43	27	27	31	31
20	28	32	36	44	28	28	32	32
21	29	33	37	45	29	29	33	33
22	30	34	38	46	30	30	34	34
23	31	35	39	47	31	31	35	35
24	32	36	40	48	32	32	36	36
25	33	37	41	49	33	33	37	37
26	34	38	42	50	34	34	38	38
27	35	39	43	51	35	35	39	39
28	36	40	44	52	36	36	40	40
29	37	41	45	53	37	37	41	43
30	38	42	46	54	38	38	42	49
31	39	43	47	55	39	39	43	55
32	40	44	48	56	40	40	44	61
33	41	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61
37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61

41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	59	63	74	55	55	85	
48	56	60	64	76	56	56	85	
49	57	61	65	77	57	59	85	
50	58	62	66	78	58	62	85	
51	59	63	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		

74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	86	89	97	125	87	93		
78	88	90	98	125	88	93		
79	90	91	99	125	89	93		
80	92	92	100	125	90	93		
81	93	93	101	125	91	93		
82	94	94	102	125	92	93		
83	95	95	103	125	93	93		
84	96	96	104	125	93	93		
85	97	97	105	125	93	93		
86	98	98	106	125	93			
87	99	99	107	125	93			
88	100	100	108	125	93			
89	101	102	110	125	93			
90	102	104	112	125	93			
91	103	106	114	125	93			
92	104	108	116	125	93			
93	106	109	118	125	93			
94	108	110	120					
95	110	111	122					
96	112	112	132					
97	114	113	137					
98	116	114	138					
99	118	115	139					
100	120	116	141					
101	122	119	141					
102	124	122	141					
103	125	125	141					
104	125	128	141					
105	125	131	141					
106	125	134	141					

107	125	137	141					
108	125	140	141					
109	125	142	141					
110	125	144	141					
111	125	145	141					
112	125	145	141					
113	125	145	141					
114	125	145	141					
115	125	145	141					
116	125	145	141					
117	125	145	141					
118	125	145	141					
119	125	145	141					
120	125	145	141					
121	125	145	141					
122	125	145	141					
123	125	145	141					
124	125	145	141					
125	125	145	141					
126	125	145						
127	125	145						
128	125	145						
129	125	145						
130	125	145						
131	125	145						
132	125	145						
133	125	145						
134	125	145						
135	125	145						
136	125	145						
137	125	145						
138	125	145						
139	125	145						

140	125	145					
141	125	145					
142	125						
143	125						
144	125						
145	125						

ハ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	59	37	46
22	48	62	38	48
23	50	65	39	50

24	52	68	40	52
25	54	70	41	54
26	56	72	42	58
27	58	74	43	61
28	60	76	44	64
29	62	77	46	67
30	64	78	48	70
31	66	79	50	76
32	68	80	52	77
33	70	84	53	77
34	72	88	54	77
35	74	92	55	77
36	76	96	56	77
37	78	99	58	77
38	80	102	60	77
39	82	106	62	77
40	84	110	64	77
41	86	115	67	77
42	88	120	70	77
43	90	121	74	77
44	92	121	78	77
45	93	121	82	77
46	94	121	86	77
47	95	121	89	77
48	96	121	89	77
49	97	121	89	77
50	98	121	89	77
51	99	121	89	77
52	100	121	89	77
53	102	121	89	77
54	104	121	89	77
55	106	121	89	77
56	108	121	89	77

57	111	121	89	77
58	114	121	89	77
59	117	121	89	77
60	120	121	89	77
61	121	121	89	77
62	121	121	89	77
63	121	121	89	77
64	121	121	89	77
65	121	121	89	77
66	121	121	89	77
67	121	121	89	77
68	121	121	89	77
69	121	121	89	77
70	121	121	89	77
71	121	121	89	77
72	121	121	89	77
73	121	121	89	77
74	121	121	89	
75	121	121	89	
76	121	121	89	
77	121	121	89	
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		

90	121			
91	121			
92	121			
93	121			
94	121			
95	121			
96	121			
97	121			
98	121			
99	121			
100	121			
101	121			
102	121			
103	121			
104	121			
105	121			
106	121			
107	121			
108	121			
109	121			
110	121			
111	121			
112	121			
113	121			
114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

二 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	46	41	49
26	48	42	50
27	52	43	51
28	56	44	52
29	59	45	53
30	62	46	54

31	65	47	55
32	65	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89

64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		

97	65		
----	----	--	--

ホ 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	21	17	13	17	17	17	25
2	22	18	14	18	18	18	26
3	23	19	15	19	19	19	27
4	24	20	16	20	20	20	28
5	25	21	17	21	21	21	29
6	26	22	18	22	22	22	30
7	27	23	19	23	23	23	31
8	28	24	20	24	24	24	32
9	29	25	21	25	25	25	33
10	30	26	22	26	26	26	34
11	31	27	23	27	27	27	35
12	32	28	24	28	28	28	39
13	33	29	25	29	29	29	43
14	34	30	26	30	30	30	47
15	35	31	27	31	31	31	51
16	36	32	28	32	32	32	53
17	37	33	29	33	33	33	53
18	38	34	30	34	34	34	53
19	39	35	31	35	35	35	53
20	40	36	32	36	36	36	53
21	41	37	33	37	37	38	53
22	42	38	34	38	38	40	53
23	43	39	35	39	39	42	53
24	44	40	36	40	40	44	53
25	45	41	37	41	41	50	53
26	46	42	38	42	42	56	53
27	47	43	39	43	43	62	53
28	48	44	40	44	44	65	53

29	50	45	41	45	45	45	65	53
30	52	46	42	46	46	46	65	53
31	54	47	43	47	47	47	65	53
32	56	48	44	48	48	48	65	53
33	58	49	45	49	50	50	65	53
34	60	50	46	50	52	52	65	53
35	62	51	47	51	54	54	65	53
36	64	52	48	52	56	56	65	53
37	66	53	49	53	57	59	65	53
38	68	54	50	54	58	62	65	
39	70	55	51	55	59	65	65	
40	72	56	52	56	60	69	65	
41	74	57	53	57	63	73	65	
42	76	58	54	58	66	77	65	
43	78	59	55	59	69	81	65	
44	80	60	56	60	72	85	65	
45	82	61	57	61	76	85	65	
46	84	62	58	62	80	85	65	
47	85	63	59	63	84	85	65	
48	85	64	60	64	90	85	65	
49	85	65	61	65	96	85	65	
50	85	66	62	66	102	85	65	
51	85	67	63	67	105	85	65	
52	85	68	64	68	105	85	65	
53	85	70	65	70	105	85	65	
54	85	72	66	72	105	85		
55	85	74	67	74	105	85		
56	85	76	68	76	105	85		
57	85	78	69	78	105	85		
58	85	80	70	80	105	85		
59	85	82	71	82	105	85		
60	85	84	72	84	105	85		
61	85	91	74	91	105	85		

62	85	98	76	105	85		
63	85	105	78	105	85		
64	85	105	80	105	85		
65	85	105	82	105	85		
66	85	105	84	105			
67	85	105	86	105			
68	85	105	88	105			
69	85	105	89	105			
70	85	105	90	105			
71	85	105	91	105			
72	85	105	92	105			
73	85	105	94	105			
74	85	105	113	105			
75	85	105	113	105			
76	85	105	113	105			
77	85	105	113	105			
78	85	105	113	105			
79	85	105	113	105			
80	85	105	113	105			
81	85	105	113	105			
82	85	105	113	105			
83	85	105	113	105			
84	85	105	113	105			
85	85	105	113	105			
86	85	105	113				
87	85	105	113				
88	85	105	113				
89	85	105	113				
90	85	105	113				
91	85	105	113				
92	85	105	113				
93	85	105	113				
94	85	105	113				

95	85	105	113					
96	85	105	113					
97	85	105	113					
98	85	105	113					
99	85	105	113					
100	85	105	113					
101	85	105	113					
102	85	105	113					
103	85	105	113					
104	85	105	113					
105	85	105	113					
106		105						
107		105						
108		105						
109		105						
110		105						
111		105						
112		105						
113		105						

医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	17	25	13	17	21	17
2	18	26	14	18	22	18
3	19	27	15	19	23	19
4	20	28	16	20	24	20
5	21	29	17	21	25	21
6	22	30	18	22	26	22
7	23	31	19	23	27	23
8	24	32	20	24	28	24
9	25	33	21	25	29	25
10	26	34	22	26	30	26

11	27	35	23	27	31	27
12	28	36	24	28	32	28
13	29	37	25	29	33	29
14	30	38	26	30	34	30
15	31	39	27	31	35	31
16	32	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61
38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	69
41	57	65	53	57	78	69
42	58	66	54	58	84	69
43	59	67	55	59	90	69

44	60	68	56	60	93	69
45	61	69	57	61	93	69
46	62	70	58	62	93	69
47	63	71	59	63	93	69
48	64	72	60	64	93	69
49	65	73	61	65	93	69
50	66	74	62	66	93	69
51	67	75	63	67	93	69
52	68	76	64	68	93	69
53	69	77	65	70	93	69
54	70	78	66	72	93	69
55	71	79	67	74	93	69
56	72	80	68	76	93	69
57	73	81	69	77	93	69
58	74	82	70	78	93	
59	75	83	71	79	93	
60	76	84	72	80	93	
61	77	85	73	82	93	
62	78	86	74	84	93	
63	79	87	75	86	93	
64	80	88	76	88	93	
65	82	89	77	90	93	
66	84	90	78	92	93	
67	86	91	79	94	93	
68	88	92	80	98	93	
69	89	93	81	102	93	
70	90	94	82	106		
71	91	95	83	110		
72	92	96	84	112		
73	94	97	85	113		
74	96	98	86	113		
75	98	99	87	113		
76	100	100	88	113		

77	102	101	89	113		
78	104	102	90	113		
79	106	103	91	113		
80	108	104	92	113		
81	112	107	93	113		
82	116	110	94	113		
83	120	113	95	113		
84	124	116	96	113		
85	127	120	98	113		
86	130	124	100	113		
87	133	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116			
95	164	153	119			
96	168	153	122			
97	169	153	125			
98	169	153	125			
99	169	153	125			
100	169	153	125			
101	169	153	125			
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			

110	169	153	125				
111	169	153	125				
112	169	153	125				
113	169	153	125				
114	169	153					
115	169	153					
116	169	153					
117	169	153					
118	169	153					
119	169	153					
120	169	153					
121	169	153					
122	169	153					
123	169	153					
124	169	153					
125	169	153					
126	169						
127	169						
128	169						
129	169						
130	169						
131	169						
132	169						
133	169						
134	169						
135	169						
136	169						
137	169						
138	169						
139	169						
140	169						
141	169						
142	169						

143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七〇

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二九九）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「採用された職員」の下に「で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七一

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―三九七）の一部を次のように改正する。

本則第二項を次のように改める。

2 職員（次項に掲げる職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

本則に次の三項を加える。

3 次の各号に掲げる職員の給料の調整額は、調整基本額にその者に係る別表第一の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

- 一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
- 二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数
- 三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務職員 勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

4 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、条例別表第一の備考2、別表第二の備考2又は別表第四口の備考2若しくはハの備考2の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しないものとし、前項各号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応

じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）  
以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額百分の  
四・五に相当する額」とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に  
応じた別表第二に掲げる額

二 前項第一号に掲げる職員 当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じ  
た別表第三に掲げる額

5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、これらの規定による給料の調整額が給  
料月額百分の二十五を超えるときは、給料月額百分の二十五に相当する額を  
給料の調整額とする。

本則を第一条とし、同条に見出しとして「（支給職及び支給額）」を付し、同条  
の次に次の一条を加える。

（端数計算）

第二条 前条第二項、第三項及び第五項の規定による給料の調整額並びに同条第四  
項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切  
り捨てた額をもつて、これらの規定の額とする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項を次のように改める。

（条例附則第十三項の規定を受ける職員の給料の調整額）

2 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する第一条第四項の規定の適  
用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応  
じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたとき  
はこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り  
上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十  
を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、  
五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。  
別表第一 適用区分表を別表第一 適用区分表（第一条第一項―第三項関係）と  
し、別表第二 調整基本額表を別表第二 調整基本額表（第一条第四項第一号関係）  
とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第三 調整基本額表（第一条第四項第二号関係）

イ 行政職給料表

職務の級

調整基本額

1級	5,600円
2級	6,500円
3級	7,700円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,500円
7級	10,700円
8級	11,700円
9級	13,200円
10級	15,600円

ロ 公安職給料表

職務の級	調整基本額
1級	7,200円
2級	7,600円
3級	7,700円
4級	8,700円
5級	9,200円
6級	9,600円
7級	10,300円
8級	11,300円
9級	12,300円

ハ 医療職給料表(1)

職務の級	調整基本額
1級	8,900円
2級	10,200円
3級	11,800円
4級	14,000円

ニ 医療職給料表(2)

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,300円
4級	7,700円
5級	8,500円
6級	9,700円
7級	11,000円
8級	12,800円

六 医療職給料表(3)

職務の級	調整基本額
1級	7,100円
2級	7,700円
3級	7,900円
4級	8,200円
5級	8,700円
6級	9,800円
7級	11,100円

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた職

員は、法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の第一條第四項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第一條第三項及び第四項の規定を適用する。

第三條 職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。）第七條の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四條第一項、第五條第一項、第六條第一項又は第七條第一項の規定により採用された職員（次項において「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三條に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第一條及び第二條並びに前條の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務職員にあつてはその額に改正後の第一條第三項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額）（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額（給与条例別表第一の備考2、別表第二の備考2又は別表第四の備考2若しくはハの備考2の規定を適用しない額をいう。以下同じ。）の百分の二十五を超えるときは、給料月額の百分の二十五に相当する額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員（施行日前に令和三年改正法による改正前の法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）であつた職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員（第三号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員（次号に掲げる職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の給与条例（次号において「旧給与条例」という。）及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員（給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。）施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなった場合）にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなったとした場合）に、旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則第二項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ旧給与条例及びこれに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

## 規 則

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七二

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五五〇）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）第十一条第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第二十八条の二

第一項の規定により退職した日（旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（地方公務員法（以下「法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項若しくは第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に法第二十二条の四第一項の規定により採用された職員に対する改正後の第六条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の日の前に、改正前の第六条第二項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

## 規 則

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七三

管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―五七〇）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「指定管理職員」を「次号に掲げる職員以外の指定管理職員」に、「当該職員」を「当該指定管理職員」に改め、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 一万一千円
- ロ 二種 九千円
- ハ 三種 七千円
- ニ 四種 五千円
- ホ 五種、六種及び七種 三千円

第二条第一項中「当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる」を「職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる職員以外の指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 六千円
- ロ 二種 五千円
- ハ 三種 四千円
- ニ 四種 三千円
- ホ 五種、六種及び七種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務職員である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当に関する規則別表第一に掲げる区分に応じ、

それぞれ次に定める額

- イ 一種 五千五百円
- ロ 二種 四千五百円
- ハ 三種 三千五百円
- ニ 四種 二千五百円
- ホ 五種、六種及び七種 千五百円

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員の管理職員特別勤務手当の額)

- 2 条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員に対する第一条第一項及び第二条第一項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。))附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。)は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第一条第一項及び第二条第一項の規定を適用する。

## 規 則

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七四

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八四六）の一部を次のように改正する。

第四条中「並びに職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項並びに職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七五

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則の一部を改正する規則

退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―八五六）の一部を次のように改正する。

別表ロ第二号区分の項に次の一号を加える。

五 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命（以下「特定任命」という。）により職員となった者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であったもの

別表ロ第三号区分の項に次の一号を加える。

九 特定任命により職員となった者のうち、平成十八年四月一日以後適用されている一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級又は九級であったもの

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇七六

職員の給与に関する条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「給与条例」という。)附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年条例」という。)第六条に規定する職をいう。

二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。

三 特例任用後降任等職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、給与条例附則第十五項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員をいう。以下同じ。)であつたものをいう。

四 特定日 給与条例附則第十三項に規定する特定日をいう。

五 降格 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(埼玉県人事委員会規則七―一二二一。以下「初任給規則」という。)第二条第三号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第三条第一項の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第六に定める初任給基準表(第七条第一項

第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 上限額 給与条例第四条第三項の規定により職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている職員にあつては、当該給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号。以下「勤務時間条例」という。）が適用される者にあつては勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を、学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）が適用される者にあつては学校職員勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下これらの数を「算出率」という。）をそれぞれ乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

九 その者の号給等 当該職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第十五項の委員会規則で定める職員）

第三条 給与条例附則第十五項の委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員（特例任用後降任等職員を除く。）のうち、次に掲げる職員
  - イ 異動日以後に初任給基準異動をした職員
  - ロ 異動日から特定日までの間に降格をした職員
  - ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）
  - ニ 異動日以後に埼玉県人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得てその号給を決定された職員
- 二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた職員

(給与条例附則第十七項の委員会規則で定める職員)

第四条 給与条例附則第十七項の委員会規則で定める職員は、同項に規定する任命をされた日(以下「任命日」という。)以後に育児短時間勤務等をした職員とする。

(他の職への降任等をされた職員に対する給与条例附則第十九項の規定による給料の支給)

第五条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた職員(特例任用後降任等職員を除く。)であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、特定日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一の備考2、別表第二の備考2、別表第三の備考2又は別表第四の備考2若しくはハの備考2の規定(以下「給料表の備考」という。))を適用しないものとし、特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。))に相当する額。以下この項において「第五条特定日給料月額」という。)が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、第三号イに掲げる職員以外の職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第五条基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員(次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員(第三項の規定の適用を受ける職員を除く。))を除く。))には、特定日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第五条基礎給料月額と第五条特定日給料月額との差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。))を、給与条例附則第十九項の規定による給料として支給する(給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四ロ若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。))。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動(以下「給料表異動等」という。))をした職員(第四号に掲げる職員を除く。)) 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合(給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合)に同日において当該職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした職員(第四号に掲げる職員を除く。))

異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員 人事委員会のできる額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第五条基礎給料月額と第五条特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第五条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事

委員会の定める額を、給与条例附則第十九項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等職員に対する給与条例附則第十九項の規定による給料の支給)

第六条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、異動日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「異動日給料月額」という。)が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額(仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額)に百分の七十を乗じて得た額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「第六条基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する職員を除く。)には、異動日以後、第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)を、給与条例附則第十九項の規定による給料として支給する(給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。)

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第六条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)&#x2D;と当該職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)&#x2D;との差額」とする。

第七条 特例任用後降任等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、次の各号に掲げる職員となり、異動日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる職員となったものにあつては、異動日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。))に相当する額。以下この項において「異動日給料月額」という。)が

当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、第三号イに掲げる職員以外の職員にあっては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（第三項の規定の適用を受ける職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十九項の規定による給料として支給する（給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（これらの場合において、仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした職員（第四号に掲げる職員を除く。） 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる職員以外の職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員  
人事委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第七条基礎給料月額と異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であつて、同項第五号に掲げる職員に該当する職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する職員であるものとし、当該職員について適用される第七条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる職員に該当する職員（前項の規定の適用を受ける職員を除く。）には、人事委員会の定める日以後、人事

委員会の定める額を、給与条例附則第十九項の規定による給料として支給する。  
(降任等相当給料表異動をした職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給)

第八条 降任等相当給料表異動(法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。)をした職員(第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員を除く。第四項において同じ。)であつて、降任等相当転任日(当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(第四項各号に掲げる職員を除く。)のうち、特定日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「第八条特定日給料月額」という。)が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(に相当する額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第八条基礎給料月額」という。))に達しないこととなる職員には、特定日以後、第八条基礎給料月額と第八条特定日給料月額との差額に相当する額(以下この項において「差額相当額」という。)を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する(給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。))。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第八条基礎給料月額と第八条特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。)(と当該職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。))との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定

日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした職員

三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

第九条 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、降任等相当転任日以後、第九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する（給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第

九条基礎給料月額と転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適用については、当該職員について適用される第九条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員から降任等相当給料表異動をした職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした職員

二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

四 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（特例任用期間降格等職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給）

第十条 特例任用期間降格等職員（第三項特例任用職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格（職員の同意を得て行うものに限る。）をされた職員又は給料表異動により当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となつた職員をいう。以下この条において同じ。）であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特例任用期間降格等職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「降格等相当日給料月額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未

満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、特例任用期間降格等職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する（給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四口若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 次号に掲げる職員以外の職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした職員 特例任用期間降格等職員となった日の前日に特例任用期間降格等職員となった日において適用される給料表の適用を受ける職員への給料表異動があったものとした場合の特例任用期間降格等職員となった日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等職員となった日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十条基礎給料月額と降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等職員となった日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた職員に対する前二項の規定の適

用については、当該職員について適用される第十条基礎給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等職員となった日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第二号に規定する昇格をした職員

二 特例任用期間降格等職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等職員となつた日までの間に降格（職員の同意を得て行うものを除く。）をした職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした職員

五 仮定異動期間末日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員（警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給）

第十一条 警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となつた者のうち、任命日以後に育児短時間勤務等をした職員であつて、次の各号に掲げる職員となり、任命日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、任命日以後に第一号又は第二号に掲げる職員となつたものにあつては、任命日に当該各号に掲げる職員になつたものとした場合に任命日に同項の規定により当該職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額。

以下この条において「任命日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（以下この条において「第十一条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、任命日以後の当該各号に掲げる職員となつた日以後、第十一条基礎給料月額と任命日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第二十項の規定による給料とし

て支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 任命日以後に現に育児短時間勤務等をしている職員（任命日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第四号イに規定する公安職俸給表（一）（以下「公安職俸給表」という。）の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

二 前号に掲げる職員以外の職員（任命日の前日に当該職員が適用を受けていた公安職俸給表の職務の級及び号俸に対応する俸給月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十一条基礎給料月額と任命日給料月額との差額」とあるのは、「上限額と当該職員の受ける給料月額との差額」とする。

（人事交流等職員に対する給与条例附則第二十項の規定による給料の支給）

第十二条 初任給規則第十六条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された職員（警察法第五十六条の四第一項の規定による任命により職員となった者を除く。以下この条において「人事交流等職員」という。）のうち人事交流等職員となった日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に職員であったものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける職員（第四項各号に掲げる職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第十三項の規定により当該職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、人事交流等職員となった日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に職員であつたものとして給与条例附則第十三項の規定が適用された場合に仮定特定日に当該職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額。以下この項において「第十二条特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に職員となつたものとした場合に当該職員が受けることとなる給料月

額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「第十二条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、人事交流等職員となった日（特定日前に人事交流等職員となった場合にあつては特定日）以後、第十二条基礎給料月額と第十二条特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する（給与条例別表第一、別表第二、別表第三又は別表第四若しくはハが適用される職員については、差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「第十二条基礎給料月額と第十二条特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等職員について適用される第十二条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、給与条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員であつて、次に掲げる職員には、人事委員会の定める日以後、人事委員会の定める額を、給与条例附則第二十項の規定による給料として支給する。

- 一 かつて第一項特例任用職員又は第三項特例任用職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十六条各号に掲げる者となり引き続き人事交流等職員となったもの及びこれに準ずるもの
- 二 人事交流等職員となつた日後に給料表異動等をした職員
- 三 人事交流等職員となつた日から特定日までの間に降格をした職員
- 四 人事交流等職員となつた日（特定日前に人事交流等職員となつた場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした職員

五 人事交流等職員となった日以後に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(この規則により難い場合の措置)

第十三条 給与条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

(雑則)

第十四条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十五項、第十七項、第十九項又は第二十項の規定による給料の支給に関し必要な事項は人事委員会が定める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

職員の定年等に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則九―三

職員の定年等に関する規則の全部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和五十九年埼玉県人事委員会規則九―一）の全部を次のように改正する。

職員の定年等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。

以下「条例」という。）に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

（勤務延長に係る任命権者）

第二条 条例第四条に規定する任命権者には、併任（現に職員の職に任用されている職員を、その職を保有させたまま、他の職に任用することをいう。以下同じ。）に係る職の任命権者は含まれないものとする。

（勤務延長に係る職員の同意）

第三条 条例第四条第三項及び第四項に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

（勤務延長に係る他の任命権者に対する通知）

第四条 任命権者は、勤務延長（条例第四条第一項の規定により職員を引き続き勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合、勤務延長の期限（同項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（定年に達している者の任用の制限）

第五条 任命権者は、採用しようとする職に係る定年に達している者を、当該職に採用することができない。ただし、かつて職員であった者で、任命権者の要請に応じ、引き続き国家公務員の職、他の地方公共団体に属する地方公務員の職、特別職に属する地方公務員の職又は職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年埼玉県条例第十八号）第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員の職に就き、引き続きこれらの職に就いているもの（これらの職のうち一

の職から他の職に一回以上引き続いて異動した者を含む。)を、当該職に係る定年退職日(条例第二条に規定する定年退職日をいう。以下同じ。)以前に採用する場合は、この限りでない。

2 任命権者は、昇任し、降任し、又は転任しようとする職に係る定年に達している職員を、当該職に係る定年退職日後に、当該職に昇任し、降任し、又は転任することができない。ただし、勤務延長職員(条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員をいう。次条第五号において同じ。)を、特別の事情によりあらかじめ人事委員会の承認を得て昇任し、降任し、又は転任する場合は、この限りでない。

(勤務延長等に係る人事異動通知書の交付)

第六条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に当該任命権者が定める人事異動通知書(以下「人事異動通知書」という。)を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 職員が定年退職(条例第二条の規定により退職することをいう。)をする場合
- 二 勤務延長を行う場合
- 三 勤務延長の期限を延長する場合
- 四 勤務延長の期限を繰り上げる場合
- 五 勤務延長職員を昇任し、降任し、又は転任したことにより、勤務延長職員でなくなった場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然に退職する場合

(勤務延長に係る報告)

第七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(管理監督職に含まれる職)

第八条 条例第六条第三号の人事委員会規則で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

- 一 室長付、会計管理者付、部付、課付、所付(校にあっては校付、場にあつては場付)、室付、隊付、方面本部付、学校付、署付及び局付の職(条例第六条第一号に掲げる職(警察官以外の警察職員にあつては、次号に掲げる職を含む。))と同等であるとして人事委員会が認めるものに限る。)

二 警察官以外の警察職員の職のうち、調査官その他これに準ずるものとして人事委員会が別に定める職(前号に掲げる職に就く場合を含む。)

(異動期間の延長に係る任命権者)

第九条 条例第九条に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があった場合)

第十条 条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第十一条 条例第九条第三項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- 一 児童相談所の特定管理監督職群 児童相談所の所長及び副所長
- 二 県立学校の特定管理監督職群 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭
- 三 市町村立学校の特定管理監督職群 市町村立の小学校、中学校、義務教育学

校、高等学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭

(条例第九条第三項又は第四項の規定による任用)

第十二条 条例第九条第三項又は第四項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第十三条 任命権者は、条例第九条第一項又は第二項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第四項の規定を適用しうとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(異動期間の延長に係る他の任命権者に対する通知)

第十四条 任命権者は、条例第九条の規定により異動期間を延長する場合、前条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合及び異動期間の延長の事由の消滅により他の職への降任等をする場合において、職員が任命権者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第十五条 条例第十条に規定する職員の同意は、書面により得るものとする。

(他の職への降任等及び異動期間の延長等に係る人事異動通知書の交付)

第十六条 任命権者は、条例第八条第一項に規定する他の職への降任等をする場合には、職員に人事異動通知書を交付して行わなければならない。

2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。

一 条例第九条の規定により異動期間を延長する場合

二 第十三条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合

三 条例第九条の規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(異動期間の延長に係る報告)

第十七条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年の四月二日からその年の四月一日までの間に条例第九条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用希望者に明示する事項及び定年前再任用希望者の同意)

第十八条 任命権者は、定年前再任用(条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用することをいう。以下同じ。)を行うに当たっては、あらかじめ、定年前再任用をされることを希望する者(以下「定年前再任用希望者」という。)に定年前再任用をされた場合の給与、一週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示し、その同意を得なければならない。当該定年前再任用希望者の定年前再任用までの間に、明示した事項の内容を変更する場合も、同様とする。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第十九条 条例第十二条及び第十三条第一項の人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用希望者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(定年前再任用に係る人事異動通知書の交付)

第二十条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動

通知書を交付しなければならない。ただし、第二号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 定年前再任用を行う場合

二 任期の満了により定年前再任用短時間勤務職員（条例第十二条又は第十三条第一項の規定により採用された職員をいう。）が当然に退職する場合

（定年前再任用に係る報告）

第二十一条 任命権者は、毎年六月末日までに、前年度における定年前再任用の状況を人事委員会に報告しなければならない。

（雑則）

第二十二条 この規則に定めるもののほか、職員の定年等の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 第十八条の規定による定年前再任用の手續及び附則第四条の規定による暫定再任用（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号。以下「令和四年改正条例」という。）令和四年改正条例附則第三条第一項若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項、第五条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の手續は、この規則の施行前においても行うことができる。

（令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務についての準用）

第二条 第二条から第四条まで、第五条第二項、第六条及び第七条の規定は、令和四年改正条例附則第二条第一項の規定による勤務について準用する。

（令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職及び職員等）

第三条 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条約定年（令和四年改正条例附則第二条第二項に規定する新定年条約定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新定年条約定年（同日が令和五年三月三十一日である場合には、令和四年改正条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以

下「旧定年条例」という。)第三条に規定する定年に準じた年齢)を超える職(当該職に係る定年が新定年条例第三条第一項に規定する定年である職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和四年改正条例附則第二条第二項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年(同日が令和五年三月三十一日である場合には、旧定年条例第三条に規定する定年に準じた年齢)に達している職員とする。

3 第五条第二項ただし書の規定は、令和四年改正条例附則第二条第二項の規定により昇任し、降任し、又は転任することができない場合について準用する。

(暫定再任用をされることを希望する者に明示する事項)

第四条 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に暫定再任用をされた場合の給与、一週間当たりの勤務時間その他任命権者が必要と認める事項を明示するものとする。

(暫定再任用の選考に用いる情報)

第五条 令和四年改正条例附則第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条第一項及び第二項並びに第六条第一項及び第二項の人事委員会規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

一 能力評価及び実績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

二 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要な経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

(暫定再任用に係る人事異動通知書の交付)

第六条 任命権者は、次のいずれかに該当する場合には、職員に人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第三号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

- 一 暫定再任用を行う場合
  - 二 暫定再任用職員の任期を更新する場合
  - 三 任期の満了により暫定再任用職員が当然に退職する場合
- (暫定再任用に係る報告)

第七条 任命権者は、毎年六月末日までに、次に掲げる事項を人事委員会に報告しなければならない。

一 前年度における暫定再任用の状況

二 前年度における暫定再任用職員の任期の更新の状況

(令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職並びに人事委員会規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第八条 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(同条に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年相当年齢(新定年条例第十二条に規定する短時間勤務の職(以下この項において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例第三条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る新定年条例定年相当年齢が新定年条例第三条第一項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)とする。

一 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

二 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者とする。

3 令和四年改正条例附則第十条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第一項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。

## 規 則

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一一―一二一

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成十七年埼玉県人事委員会規則一一―一四)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第二十八条の四又は第二十八条の五」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和十四年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の職員からの苦情相談に関する規則第二条第二号の規定の適用については、同号中「第二十二条の四第一項」とあるのは、「第二十二条の四第一項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

## 規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一三―六一

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県人事委員会規則一三―一八）の一部を次のように改正する。

第一条の四及び第七条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第七条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改める。

第七条の三第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「年次休暇の」を削り、「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「その日数」を「当該日数」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第九条第二項中「（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日）」を削り、「一時間」の下に「又は三十分」を加え、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び第三号」を加え、「一時間」を「三十分」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「一時間」を「三十分」に改め、同項に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分未満とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が四十五分以内であつて当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないととき 当該勤務時間の時間数（三十分未満の端数を含む。）

第九条第五項中「第三項第一号」を「三十分並びに第三項第一号及び第三号」に改める。

第十一条第一項第二号ロ中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第六号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加え、同項第七号中「六月から九月まで」

を「五月から十月まで」に改める。

第十八条及び第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の三第五項中「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に、「六月一日から九月三十日まで」を「五月一日から十月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。

以下この項及び次項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。）後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「新規則」という。）第七条の二の規定を適用する。

3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。次項において同じ。）は、新規則第一条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、新規則第七条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員で地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第一条の四、第七条、第七条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）、第九条、第十一条、第十八条及び第十九条の規定を適用する。

## 規 則

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則二四―四

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年埼玉県人事委員会規則二四―一）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第二号中「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により採用された職員は、定年前再任用短時間勤務職員（改正法による改正後の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、この規則による改正後の職員の退職管理に関する規則（以下「新規則」という。）第二十三条第一項第二号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第二十二条の四第一項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項」とする。

3 この規則の施行前に、改正法による改正前の地方公務員法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により職員として採用された場合における新規則第二十三条の規定の適用については、なお従前の例による。

## 規 則

職員の高齢者部分休業に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則二五―一

職員の高齢者部分休業に関する規則

(趣旨)

第一条 職員の高齢者部分休業に関する事項については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(条例第二条第一項の埼玉県人事委員会規則で定める時間)

第二条 職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号。以下「条例」という。)第二条第一項の埼玉県人事委員会規則で定める時間は、一時間(高齢者部分休業の承認をする時間が一日である場合にあつては、一日)とする。

(条例第三条第一項の埼玉県人事委員会規則で定めるもの)

第三条 条例第三条第一項の埼玉県人事委員会規則で定めるものは、特殊勤務手当のうち手当の額が月額で定められているものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(規則の分類に関する規則の一部改正)

2 規則の分類に関する規則(埼玉県人事委員会規則一―二)の一部を次のように改正する。

本則中「二四―〇の系列 退職管理」を 「二四―〇の系列 退職管理」  
二五―〇の系列 高齢者部分休業」に

改める。

## 規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則六一九七

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

附 則

6 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第八条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、別表第三経験者職員採用試験の項中「六十四歳」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十歳
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一歳
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二歳
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三歳

別表第三経験者職員採用試験の項を次のように改める。

経験者職員 採用試験	試験年度の四月一日における年齢が六十四歳未満の者で民間企業等（自営業を含む。）における職務経験を有する者
---------------	--

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一七―三八

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一七―一）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（職員の給与に関する条例附則第十三項の規定の適用を受ける一般の派遣職員の給与）

第七条 一般の派遣職員が職員の給与に関する条例附則第十三項の規定の適用を受ける職員となった場合には、当分の間、第三条第六項及び第七項の規定にかかわらず、当該職員となった日を派遣の日の前日とみなし、給与の支給割合を同条第一項から第五項までの規定により再決定するものとする。

2 前項の規定により支給割合を再決定された一般の派遣職員に対する第三条第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「又は前項」とあるのは「、前項又は附則第七条第一項」と、同条第八項中「及び前項」とあるのは「、前項及び附則第七条第一項」とする。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和三十一年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項第二号中「第二十九条」を「第三十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第二号

博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録に関する規則（昭和四十五年埼玉県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

第二条から第四条までを次のように改める。

（登録申請書の様式）

第二条 法第十二条の規定による登録申請書の様式は、様式第一号によるものとする。

（登録の審査）

第三条 埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第十三条第一項の規定による審査をするに当たり、その適正を期するため、実地調査を行うものとする。

（登録原簿の様式）

第四条 法第十四条第一項の規定による博物館登録原簿の様式は、様式第二号のとおりにする。

第五条の見出し中「登録事項等」を「登録事項」に改め、同条中「第十三条第一項」を「第十五条第一項」に改め、「登録事項等変更の」を削り、「により、変更のつど行なわなければならない」を「によるものとする」に改め、同条ただし書を削り、同条の次に次の一条を加える。

（定期報告）

第五条の二 法第十六条の規定による報告は、毎年五月末日までに行わなければならない。

第六条中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第四条」を「第三条」に改める。

第七条の見出し中「博物館」を削り、同条中「第十五条第一項」を「第二十条第一項」に改め、「博物館廃止の」を削る。

第八条を次のように改める。

（委任）

第八条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、埼玉県

教育委員会教育長が定める。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号 (第2条関係)

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先)  
埼玉県教育委員会

設置者代表職氏名

博物館法第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり登録を申請します。

記

事項	記	載	欄
設置者の名称			
設置者の住所			
博物館の名称			
博物館の所在地			

(添付書類)

- 1 館則 (博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。) の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

様式第2号(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		変更		登録		変更	
	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	
	記号 番号	埼玉第 号						
設置者の 名称及び住所								
名称								
所在地								
備考								

様式第三号中「博物館登録事項等変更届」を「博物館登録事項変更届」に、「登録事項等」を「登録事項」に、「変更した」を「変更する」に、「第13条第1項」を「第15条第1項」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。  
様式第四号中「第15条第1項」を「第20条第1項」に、「お届けします」を「届け出ます」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の博物館の登録に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 博物館法の一部を改正する法律（令和四年法律第二十四号）附則第二条第四項の規定により、同法による改正後の博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「改正博物館法」という。）第十一条の登録を受けたものとみなされる博物館が、この規則による改正後の第五条の二に規定する報告を最初に行うのは、改正博物館法第十一条の登録を受けた日の属する年度の翌年度とする。

## 規 則

埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立自然と川の博物館管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立自然と川の博物館管理規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「第四号及び第五号」を「第五号及び第六号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第五号

埼玉県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

埼玉県立学校職員服務規程（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第十八条の八を第十八条の十とし、第十八条の五から第十八条の七までを二条ずつ繰り下げ、第十八条の四の次に次の二条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第十八条の五 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、人事給与管理システム（職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第一項において同じ。）により校長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書（別表第七の五）を教育委員会に提出することができる。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第十八条の六 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ人事給与管理システムにより校長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業変更承認等申請書（別表第七の六）を教育委員会に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

第二十六条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

別表第七の八中「（第18条の8関係）」を「（第18条の10関係）」に改め、

同表を別表第七の十とする。

別表第七の七中「（第18条の7関係）」を「（第18条の9関係）」に改め、

同表を別表第七の九とする。

別表第七の六中「（第18条の6関係）」を「（第18条の8関係）」に改め、

同表を別表第七の八とする。

別表第七の五中「（第18条の5関係）」を「（第18条の7関係）」に改め、

同表を別表第七の七とする。

別表第七の四の次に次の二表を加える。

別表第7の5（第18条の5関係）

表

高齢者部分休業承認申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 学校名 職名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで （定年退職日）
2 休業時間 （1週間当たり）	時間 （内訳 ）
3 申請理由	

（注）1 「2 休業時間（1週間当たり）」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、裏面に記入し、申請することができる。

## 裏

職 名				氏 名			承認	高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 申 請 す る 時 間	時間数	備 考
決裁 権者				月日	午 前	午 後				
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		
				.	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

別表第7の6（第18条の6関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 学校名 職名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 )

(注)「3 変更後の休業時間 (1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の埼玉県立学校職員服務規程に定める様式の内紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 規則

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第六号

学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「昇格させた場合におけるその者の号給は、前二項の規定にかかわらず、教育委員会の定める号給とする。」を「昇格させる場合において、前二項の規定により決定される号給が他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前二項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。」に改める。

第二十一条第一項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第十七の二に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第二項中「できる」の下に「。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない」を加える。

別表第十七の次に次の四表を加える。

31	54	55	55	78
32	56	56	56	80
33	59	57	57	84
34	62	58	58	88
35	65	59	59	92
36	68	60	60	96
37	69	61	61	98
38	70	62	62	100
39	71	63	63	101
40	72	64	64	101
41	74	65	65	101
42	76	66	66	101
43	78	67	67	101
44	80	68	68	101
45	82	69	69	101
46	84	70	70	101
47	86	71	71	101
48	88	72	72	101
49	90	73	73	101
50	92	74	74	101
51	94	75	75	101
52	96	76	76	101
53	98	77	77	101
54	100	78	78	101
55	102	79	79	101
56	104	80	80	101
57	107	81	81	101
58	110	82	82	101
59	113	83	83	101
60	116	84	84	101
61	121	85	86	101
62	126	86	88	
63	131	87	90	
64	136	88	92	

別表第十七の二 降格時号給対応表（第二十一条関係）

イ 教育職給料表（1）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	21	25	25	41
2	22	26	26	42
3	23	27	27	43
4	24	28	28	44
5	25	29	29	45
6	26	30	30	46
7	27	31	31	47
8	28	32	32	48
9	29	33	33	49
10	30	34	34	50
11	31	35	35	51
12	32	36	36	52
13	33	37	37	53
14	34	38	38	54
15	35	39	39	55
16	36	40	40	56
17	37	41	41	57
18	38	42	42	58
19	39	43	43	59
20	40	44	44	60
21	41	45	45	61
22	42	46	46	62
23	43	47	47	63
24	44	48	48	64
25	45	49	49	66
26	46	50	50	68
27	47	51	51	70
28	48	52	52	72
29	50	53	53	74
30	52	54	54	76

99	153	149	117	
100	153	149	117	
101	153	149	117	
102	153	149		
103	153	149		
104	153	149		
105	153	149		
106	153	149		
107	153	149		
108	153	149		
109	153	149		
110	153	149		
111	153	149		
112	153	149		
113	153	149		
114	153	149		
115	153	149		
116	153	149		
117	153	149		
118	153			
119	153			
120	153			
121	153			
122	153			
123	153			
124	153			
125	153			
126	153			
127	153			
128	153			
129	153			
130	153			
131	153			
132	153			

65	141	89	93	
66	146	90	94	
67	151	91	95	
68	153	92	96	
69	153	93	99	
70	153	94	102	
71	153	95	105	
72	153	96	108	
73	153	97	111	
74	153	98	114	
75	153	99	117	
76	153	100	117	
77	153	101	117	
78	153	102	117	
79	153	103	117	
80	153	104	117	
81	153	106	117	
82	153	108	117	
83	153	110	117	
84	153	112	117	
85	153	114	117	
86	153	116	117	
87	153	118	117	
88	153	120	117	
89	153	125	117	
90	153	130	117	
91	153	135	117	
92	153	140	117	
93	153	143	117	
94	153	146	117	
95	153	149	117	
96	153	149	117	
97	153	149	117	
98	153	149	117	

ロ 教育職給料表（2）降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	特 2 級	3 級
1	9	37	9	57
2	10	38	10	58
3	11	39	11	59
4	12	40	12	60
5	13	41	13	61
6	14	42	14	62
7	15	43	15	63
8	16	44	16	64
9	17	45	17	65
10	18	46	18	66
11	19	47	19	67
12	20	48	20	68
13	21	49	21	69
14	22	50	22	70
15	23	51	23	71
16	24	52	24	72
17	25	53	25	73
18	26	54	26	74
19	27	55	27	75
20	28	56	28	80
21	29	57	29	85
22	30	58	30	90
23	31	59	31	96
24	32	60	32	100
25	33	61	33	105
26	34	62	34	110
27	35	63	35	115
28	36	64	36	117
29	37	65	37	117
30	38	66	38	117
31	39	67	39	117

133	153			
134	153			
135	153			
136	153			
137	153			
138	153			
139	153			
140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			
146	153			
147	153			
148	153			
149	153			

66	114	102	74	
67	121	103	75	
68	125	104	76	
69	125	105	77	
70	125	106	78	
71	125	107	79	
72	125	108	80	
73	125	109	82	
74	125	110	84	
75	125	111	86	
76	125	112	88	
77	125	114	89	
78	125	116	90	
79	125	118	91	
80	125	120	95	
81	125	121	99	
82	125	122	103	
83	125	123	107	
84	125	124	112	
85	125	125	114	
86	125	126	116	
87	125	127	117	
88	125	128	117	
89	125	130	117	
90	125	134	117	
91	125	138	117	
92	125	142	117	
93	125	146	117	
94	125	150	117	
95	125	153	117	
96	125	156	117	
97	125	158	117	
98	125	160	117	
99	125	161	117	

32	40	68	40	117
33	41	69	41	117
34	42	70	42	117
35	43	71	43	117
36	44	72	44	117
37	45	73	45	117
38	46	74	46	117
39	47	75	47	117
40	48	76	48	117
41	51	77	49	117
42	54	78	50	117
43	57	79	51	117
44	60	80	52	117
45	62	81	53	117
46	64	82	54	117
47	66	83	55	117
48	68	84	56	117
49	70	85	57	117
50	72	86	58	117
51	74	87	59	117
52	76	88	60	117
53	78	89	61	117
54	80	90	62	
55	82	91	63	
56	84	92	64	
57	85	93	65	
58	86	94	66	
59	87	95	67	
60	88	96	68	
61	91	97	69	
62	94	98	70	
63	97	99	71	
64	100	100	72	
65	107	101	73	

134	125			
135	125			
136	125			
137	125			
138	125			
139	125			
140	125			
141	125			
142	125			
143	125			
144	125			
145	125			
146	125			
147	125			
148	125			
149	125			
150	125			
151	125			
152	125			
153	125			
154	125			
155	125			
156	125			
157	125			
158	125			
159	125			
160	125			
161	125			

100	125	161	117	
101	125	161	117	
102	125	161	117	
103	125	161	117	
104	125	161	117	
105	125	161	117	
106	125	161	117	
107	125	161	117	
108	125	161	117	
109	125	161	117	
110	125	161	117	
111	125	161	117	
112	125	161	117	
113	125	161	117	
114	125	161	117	
115	125	161	117	
116	125	161	117	
117	125	161	117	
118	125			
119	125			
120	125			
121	125			
122	125			
123	125			
124	125			
125	125			
126	125			
127	125			
128	125			
129	125			
130	125			
131	125			
132	125			
133	125			

32	56	48	44	48
33	58	49	45	50
34	60	50	46	52
35	62	51	47	54
36	64	52	48	56
37	66	53	49	57
38	68	54	50	58
39	70	55	51	59
40	72	56	52	60
41	74	57	53	63
42	76	58	54	66
43	78	59	55	69
44	80	60	56	72
45	82	61	57	76
46	84	62	58	80
47	85	63	59	84
48	85	64	60	90
49	85	65	61	96
50	85	66	62	102
51	85	67	63	105
52	85	68	64	105
53	85	70	65	105
54	85	72	66	105
55	85	74	67	105
56	85	76	68	105
57	85	78	69	105
58	85	80	70	105
59	85	82	71	105
60	85	84	72	105
61	85	91	74	105
62	85	98	76	105
63	85	105	78	105
64	85	105	80	105
65	85	105	82	105

ハ 学校栄養職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	17	13	17
2	22	18	14	18
3	23	19	15	19
4	24	20	16	20
5	25	21	17	21
6	26	22	18	22
7	27	23	19	23
8	28	24	20	24
9	29	25	21	25
10	30	26	22	26
11	31	27	23	27
12	32	28	24	28
13	33	29	25	29
14	34	30	26	30
15	35	31	27	31
16	36	32	28	32
17	37	33	29	33
18	38	34	30	34
19	39	35	31	35
20	40	36	32	36
21	41	37	33	37
22	42	38	34	38
23	43	39	35	39
24	44	40	36	40
25	45	41	37	41
26	46	42	38	42
27	47	43	39	43
28	48	44	40	44
29	50	45	41	45
30	52	46	42	46
31	54	47	43	47

100	85	105	113	
101	85	105	113	
102	85	105	113	
103	85	105	113	
104	85	105	113	
105	85	105	113	
106		105		
107		105		
108		105		
109		105		
110		105		
111		105		
112		105		
113		105		

66	85	105	84	105
67	85	105	86	105
68	85	105	88	105
69	85	105	89	105
70	85	105	90	105
71	85	105	91	105
72	85	105	92	105
73	85	105	94	105
74	85	105	113	105
75	85	105	113	105
76	85	105	113	105
77	85	105	113	105
78	85	105	113	105
79	85	105	113	105
80	85	105	113	105
81	85	105	113	105
82	85	105	113	105
83	85	105	113	105
84	85	105	113	105
85	85	105	113	105
86	85	105	113	
87	85	105	113	
88	85	105	113	
89	85	105	113	
90	85	105	113	
91	85	105	113	
92	85	105	113	
93	85	105	113	
94	85	105	113	
95	85	105	113	
96	85	105	113	
97	85	105	113	
98	85	105	113	
99	85	105	113	

32	76	48	48	40	40
33	78	49	49	41	41
34	80	50	50	42	42
35	82	51	51	43	43
36	84	52	52	44	44
37	86	53	53	45	45
38	88	54	54	46	46
39	90	55	55	47	47
40	92	56	56	48	48
41	93	58	57	49	50
42	93	60	58	50	52
43	93	62	59	51	54
44	93	64	60	52	56
45	93	66	63	53	58
46	93	68	66	54	60
47	93	70	69	55	62
48	93	72	72	56	64
49	93	76	75	57	66
50	93	80	78	58	76
51	93	84	81	59	88
52	93	88	84	60	92
53	93	93	88	61	93
54	93	98	92	62	93
55	93	103	97	63	93
56	93	109	102	64	93
57	93	115	107	65	93
58	93	121	112	66	93
59	93	125	113	67	93
60	93	125	113	68	93
61	93	125	113	69	93
62	93	125	113	70	93
63	93	125	113	71	93
64	93	125	113	72	93
65	93	125	113	73	93

ニ 事務職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給				
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	33	17	17	9	9
2	34	18	18	10	10
3	35	19	19	11	11
4	36	20	20	12	12
5	37	21	21	13	13
6	38	22	22	14	14
7	39	23	23	15	15
8	40	24	24	16	16
9	41	25	25	17	17
10	42	26	26	18	18
11	43	27	27	19	19
12	44	28	28	20	20
13	45	29	29	21	21
14	46	30	30	22	22
15	47	31	31	23	23
16	48	32	32	24	24
17	49	33	33	25	25
18	50	34	34	26	26
19	51	35	35	27	27
20	52	36	36	28	28
21	53	37	37	29	29
22	54	38	38	30	30
23	55	39	39	31	31
24	56	40	40	32	32
25	59	41	41	33	33
26	62	42	42	34	34
27	65	43	43	35	35
28	68	44	44	36	36
29	70	45	45	37	37
30	72	46	46	38	38
31	74	47	47	39	39

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

100	93	125			
101	93	125			
102	93	125			
103	93	125			
104	93	125			
105	93	125			
106	93	125			
107	93	125			
108	93	125			
109	93	125			
110	93	125			
111	93	125			
112	93	125			
113	93	125			
114	93				
115	93				
116	93				
117	93				
118	93				
119	93				
120	93				
121	93				
122	93				
123	93				
124	93				
125	93				

66	93	125	113	74	93
67	93	125	113	75	93
68	93	125	113	80	93
69	93	125	113	85	93
70	93	125	113	88	93
71	93	125	113	89	93
72	93	125	113	90	93
73	93	125	113	91	93
74	93	125	113	92	93
75	93	125	113	93	93
76	93	125	113	93	93
77	93	125	113	93	93
78	93	125	113	93	93
79	93	125	113	93	93
80	93	125	113	93	93
81	93	125	113	93	93
82	93	125	113	93	93
83	93	125	113	93	93
84	93	125	113	93	93
85	93	125	113	93	93
86	93	125	113	93	
87	93	125	113	93	
88	93	125	113	93	
89	93	125	113	93	
90	93	125	113	93	
91	93	125	113	93	
92	93	125	113	93	
93	93	125	113	93	
94	93	125			
95	93	125			
96	93	125			
97	93	125			
98	93	125			
99	93	125			

## 規 則

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第七号

産業教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

産業教育手当の支給に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「及び同法」を「及び育児休業法」に改める。

第四条第三号中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の産業教育手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第八号

学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の通勤手当に関する規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「又は職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項」を「、職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第二項又は職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第二項」に改める。

第十二条の三第二項第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第九号

定時制通信教育手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

定時制通信教育手当の支給に関する規則（昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「及び同法」を「及び育児休業法」に改める。

第五条第一項第三号中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の定時制通信教育手当の額）

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第二条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号口中「第十九号」の下に「。以下「県職員条例」という。」を加え、同条第三号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。  
第六条第二項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第七条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十二条第二項に次の一号を加える。

十二 法第二十六条の三第一項の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

第十四条中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「百分の二百十」を「百分の二百」に、「百分の二百五十」を「百分の二百四十」に、「百分の百以下」を「百分の九十五以下」に、「百分の百二十」を「百分の百十五」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三

号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員を（いう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、同法第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条、第五条及び第七条の規定を適用する。

3 暫定再任用学校職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、地方公務員法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四条の規定を適用する。

## 規 則

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十一号

学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職手当に関する規則(昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「。次項において「法」という。」を削り、「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「採用された学校職員」の下に「で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加え、「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に、「同法」を「育児休業法」に改め、「(次項において「育児短時間勤務学校職員等」という。)」及び「(以下「算出率」という。)」を削り、同条第二項中「再任用学校職員」を「定年前再任用短時間勤務学校職員」に改め、「(法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める学校職員にあつてはその額)」を削り、「得た数を、育児短時間勤務学校職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、」を「得た数を乗じて得た額(」に改める。

第四条中「又は同法」を「又は補償法」に改める。

第五条を次のように改める。

(雑則)

第五条 この規則に定めるもののほか、管理職手当に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の一項を加える。

(条例附則第八項の規定を受ける学校職員の管理職手当の額)

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一項中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。以下同じ。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務学校職員」という。）を除いた学校職員に対する改正後の第三条の規定の適用については、同条第一項中「別表第二」とあるのは、「別表第三」とする。

3 暫定再任用短時間勤務学校職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条第二項の規定を適用する。

## 規 則

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十二号

学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和四十年埼玉県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「学校職員」を「職員」に改める。

第十四条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に、「法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、同条第二項中「及び職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項」を「職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）第三条第一項及び職員の高齢者部分休業に関する条例（令和四年埼玉県条例第三十号）第三条第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下この項において「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第十四条第一項の規定を適用する。

## 規 則

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十三号

技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則の一部を改正する規則

埼玉県教育委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の一条を加える。

(高齢者部分休業)

第五条 技能職員の高齢者部分休業(地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業をいう。)については、同項の適用を受ける職員の例による。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十四号

学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の住居手当に関する規則(昭和四十九年埼玉県教育委員会規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改め、「採用された学校職員」の下に「で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十五号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年埼玉県教育委員会規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条各号列記以外の部分中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二條の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「法第二十二条の四第一項」に改め、「短時間勤務の職を占めるもの」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）」を加え、「及び同法」を「及び育児休業法」に改め、同条第一号中「法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の義務教育等教員特別手当の額）

2 条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第三条の規定の適用については、当分の間、同条第一号から第三号までの規定中「別表第一に掲げる額」とあるのは「別表第一に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同条第四号から第八号までの規定中「別表第二に掲げる額」とあるのは「別表第二に掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表第一及び別表第二中「再任用教育職員」を「定年前再任用短時間勤務教育職員」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。  
（経過措置）

2 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。）は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものとみなして、改正後の第三条の規定を適用する。

## 規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第十六号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則（昭和五十五年埼玉県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

本則を次のように改める。

（支給職及び支給額）

第一条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下

「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職を占める教育職員（次項に掲げる教育職員を除く。）の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額とする。

2 次の各号に掲げる教育職員の給料の調整額は、調整基本額に一を乗じて得た額に、当該各号に定める数を乗じて得た額とする。

一 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号。以下この項において「勤務時間条例」という。）第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

二 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下この号及び次号において「育児休業法」という。）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている教育職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

三 育児休業法第十八条第一項に規定する短時間勤務をしている教育職員 勤務時間条例第三条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数

3 前二項に規定する調整基本額は、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一又は別表第二の備考2の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。前項各号に掲げる教育職員にあっては、そ

の者に適用される給料表並びにその職務の級及び号給に応じた額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）とする。以下この項において同じ。）の百分の四・五を超えるときは、給料月額額の百分の四・五に相当する額。）とする。

一 次号に掲げる教育職員以外の教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第一に掲げる額

二 前項第一号に掲げる教育職員 当該教育職員に適用される給料表及び職務の級に応じた別表第二に掲げる額

（端数計算）

第二条 前条第一項及び第二項の規定による給料の調整額並びに同条第三項に規定する調整基本額に一円未満の端数があるときは、それぞれその端数を切り捨てた額をもって、これら規定の額とする。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員の給料の調整額）

2 給与条例附則第八項の規定の適用を受ける教育職員に対する第一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項各号列記以外の部分中「応じた額」とあるのは「応じた額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」と、同項第一号中「掲げる額」とあるのは「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第一条関係）

給料表	職務の級	調整基本額
教育職給料表（1）	1級	7,000円
	2級	8,200円
	特2級	9,100円
	3級	10,200円
	4級	12,500円
教育職給料表（2）	1級	6,800円
	2級	8,100円
	特2級	8,900円

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 暫定再任用教育職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用教育職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。）を除いた教育職員は、法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された教育職員で法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）とみなして、改正後の第一条第三項の規定を適用する。

2 暫定再任用短時間勤務教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の第一条第二項及び第三項の規定を適用する。

第三条 学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。）第七条の規定により給料の調整を行う職（次項において「給料の調整額適用職」という。）を占める令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定により採用された教育職員（次項において「特定暫定再任用教育職員」という。）のうち、当該職に係る職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年埼玉県条例第三十一号）の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号）第三条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である教育職員であつて、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の第一条及び前条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に一を乗じて得た額（暫定再任用短時間勤務教育職員にあつてはその額に改正後の第一条第二項第一号に定める数を、同項第二号に掲げる教育職員にあつてはその額に同号に定める数をそれぞれ乗じて得た額。その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）を給料の調整額として支給する。

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員（施

行日前に令和三年改正法による改正前の法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された教育職員をいう。以下同じ。）であつた教育職員であつて、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用教育職員（第三号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

二 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなつた特定暫定再任用教育職員（次号に掲げる教育職員を除く。） 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になつた場合に学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第三十八号）の規定による改正前の給与条例（次号において「令和五年旧給与条例」という。）及びこれに基づく埼玉県教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

三 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなつた特定暫定再任用教育職員（給料の調整額適用職以外の職を占める教育職員として次に掲げる場合に該当することとなつた日以後に新たに給料の調整額適用職を占める教育職員となつたものを含む。） 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用教育職員になつたとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなつたとした場合（次に掲げる場合に二回以上該当することとなつた場合にあつては、同日において次に掲げる場合に順次該当することとなつたとした場合）に、令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級を基礎として改正前の本則の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

イ 給料表の適用を異にする異動をした場合

ロ 教育職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合（同日に旧法再任用教育職員でなかつた者にあつては同日に旧法再任用教育職員になつたとした場合に、同日後にイに掲げる場合に該当した者にあつては同日にイに掲げる場合に該当することとなつたとした場合に、それぞれ令和五年旧給与条例及びこれに基づく教育委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表及び職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合）

## 規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十七号

学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の単身赴任手当に関する規則（平成二年埼玉県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第一号イ中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項」に改め、「第二十八条の二第一項」及び「（法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」を削る。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、改正後の第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった学校職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが改正後の第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とするものとなった暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）第九条の七第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める学校職員とする。

一 令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条第一項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正前の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「旧法」という。）第二十八条の二

第一項の規定により退職した日（旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び旧法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項若しくは第七条第一項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

二 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用（令和三年改正法の規定による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第二十八条の六第一項の規定により退職した日（新法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び新法第二十二条の四第一項又は令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。）の翌日におけるものに限る。）をされたこと。

3 令和三年改正法附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に新法第二十二条の四第一項の規定により採用された学校職員に対する改正後の第六条第二項の規定の適用については、同項第一号イ中「退職した日」とあるのは、「退職した日（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、第五条第三項、第六条第二項又は第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。

4 この規則の施行の日の前に、改正前の第六条第二項第一号イに該当する採用をされた学校職員については、同項の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

## 規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第十八号

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の管理職員特別勤務手当に関する規則（平成三年埼玉県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「指定管理職員」を「次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員」に、「当該学校職員」を「当該指定管理職員」に改め、「第八号」の下に「。以下「管理職手当規則」という。」を加え、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。次条第一項第二号において同じ。）である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 七千円

ロ 二種 五千円

ハ 三種及び四種 三千円

第二条第一項中「当該指定管理職員の占める職に係る学校職員の管理職手当に関する規則別表第一に掲げる」を「指定管理職員の」に改め、同項各号を次のように改める。

一 次号に掲げる学校職員以外の指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 一種 四千円

ロ 二種 三千円

ハ 三種及び四種 二千円

二 定年前再任用短時間勤務学校職員である指定管理職員 次に掲げる当該指定管理職員の占める管理職手当規則別表第一に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額

- イ 一種 三千五百円
- ロ 二種 二千五百円
- ハ 三種及び四種 千五百円

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

- 2 条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の管理職員特別勤務手当の額）  
条第一項の規定の適用については、当分の間、第一条第一項第一号及び第二条第一項第一号中「定める額」とあるのは、「定める額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 暫定再任用学校職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務学校職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項の規定により採用された学校職員で同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）とみなして、改正後の第一条第一項及び第二条第一項の規定を適用する。

## 規 則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第十九号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条の四及び第八条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第八条の二中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項」に改める。

第八条の三第一項第一号中「年次休暇の」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「年次休暇の」を削り、「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された学校職員（以下「再任用職員」という。）を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「その日数」を「当該日数」に改め、同項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十条第二項中「（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員にあつては、一日）」を削り、「一時間」の下に「又は三十分」を加え、同条第三項第一号中「この号」の下に「及び第三号」を加え、「一時間」を「三十分」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「すべて」を「全て」に、「一時間」を「三十分」に改め、同項に次の一号を加える。

三 育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、一回の勤務に割り振られた勤務時間が七時間四十五分未満とされている場合において、休憩時間をはさんだ前後の勤務時間の差が四十五分以内であつて当該休憩時間の前後のいずれか一方の勤務時間の全てを勤務しないとき 当該勤務時間の時間数（三十分未満の端数を含む。）

第十条第五項中「及び第三項第一号」を「及び三十分並びに第三項第一号及び第三号」に改める。

第十二条第一項第五号口中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤

務職員」に改め、同項第十一号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同項第十二号中「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に改める。

第十九条及び第二十条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十二條第五項中「六月から九月まで」を「五月から十月まで」に、「六月一日から九月三十日まで」を「五月一日から十月三十一日まで」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)。

以下この項及び次項において「令和三年改正法」という。)附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用することをいう。)後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者とみなして、この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則(以下「新規則」という。)第八条の二の規定を適用する。

3 暫定再任用職員(令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項(これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された学校職員をいう。次項において同じ。)は、新規則第二条の四第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、新規則第八条の三第一項(第二号に係る部分に限る。))及び第四項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員で地方公務員法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則第二条の四、第八条、第八条の三第一項(第一号に係る部分に限る。))、第十条、第十二条、

第十九条及び第二十条の規定を適用する。

## 規 則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第二十号

学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の特殊勤務手当に関する規則（平成十一年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に改める。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（実習等指導手当に関する経過措置）」を付し、附則に次の一項を加える。

（学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員の夜間学級担当手当の額）

3 学校職員の給与に関する条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員に対する第七条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に百分の七十を乗じて得た額（その額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）」とする。

#### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第二十一号

学校職員の地域手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の地域手当に関する規則(平成十八年埼玉県教育委員会規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「職員の給与に関する条例」の下に「(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)」を加え、「並びに職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項」を「、職員の修学部分休業に関する条例(平成二十三年埼玉県条例第九号)第三条第一項並びに職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条第一項」に改める。

### 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規 則

学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

### 埼玉県教育委員会規則第二十二号

学校職員の給与に関する条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号。以下「給与条例」という。)附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 管理監督職 職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年条例」という。)第六条に規定する職をいう。

二 異動期間 定年条例第九条第一項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)をいう。

三 特例任用後降任等学校職員 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、給与条例附則第十項に規定する異動日(以下「異動日」という。)の前日において第一項特例任用学校職員(法第二十八条の五第一項又は第二項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。)又は第三項特例任用学校職員(同条第三項又は第四項の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める学校職員をいう。以下同じ。)であつた学校職員をいう。

四 特定日 給与条例附則第八項に規定する特定日をいう。

五 降格 学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第十二号。以下「初任給規則」という。)第二条第二号に規定する降格のうち、法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等に伴うものを除いたものをいう。

六 初任給基準異動 給与条例第五条の給料表(以下「給料表」という。)の適用を異にしない初任給規則別表第十二から別表第十五までに定める初任給基準

表（第六条第一項第一号において「初任給基準表」という。）に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。

七 給料表異動 給料表の適用を異にする異動をいう。

八 上限額 給与条例第六条第二項の規定により学校職員が属する職務の級における最高の号給の給料月額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十条第一項又は第十七条の規定による勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）をしている学校職員にあつては、当該給料月額に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第三条第二項の規定により定められた当該学校職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））をいう。

九 その者の号給等 当該学校職員に適用される給料表並びにその職務の級及び号給をいう。

（給与条例附則第十項の教育委員会規則で定める学校職員）

第三条 給与条例附則第十項の教育委員会規則で定める学校職員は、次に掲げる学校職員とする。

一 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員（特例任用後降任等学校職員を除く。）のうち、次に掲げる学校職員

イ 異動日以後に初任給基準異動をした学校職員

ロ 異動日から特定日までの間に降格をした学校職員

ハ 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。）

ニ 異動日以後に埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を得てその号給を決定された学校職員

二 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が増額又は減額されることをいう。以下同じ。）をされた学校職員

（他の職への降任等をされた学校職員に対する給与条例附則第十二項の規定による給料の支給）

第四条 法第二十八条の二第四項に規定する他の職への降任等をされた学校職員（特例任用後降任等学校職員を除く。）であつて、異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、特定日に給

与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給与条例別表第一及び別表第二にあつては備考2、給与条例別表第三及び別表第四にあつては備考の規定（以下「給料表の備考」という。）を適用しないものとし、特定日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、特定日に当該各号に掲げる学校職員になつたものとした場合に特定日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、第三号イに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第四条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（次の各号のうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）を除く。）には、特定日以後の当該各号に掲げる学校職員となつた日以後、備考適用前第四条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 異動日以後に給料表異動又は初任給基準異動（以下「給料表異動等」という。）をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 異動日の前日に当該給料表異動等があつたものとした場合（給料表異動等が二回以上あつた場合にあつては、同日にそれらの給料表異動等が順次あつたものとした場合）に同日において当該学校職員が受けることとなる給料月額に相当する額に百分の七十を乗じて得た額

二 異動日から特定日までの間に降格をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 異動日の前日に当該学校職員が受けていた給料月額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 異動日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（異動日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。） 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

イ 特定日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額)に算出率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に百分の七十を乗じて得た額

四 異動日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員 教育委員会の定める額

五 異動日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第四条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）」と当該学校職員の受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）」との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて、同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される備考適用前第四条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員(前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。))には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する。

(特例任用後降任等学校職員に対する給与条例附則第十二項の規定による給料の支給)

第五条 特例任用後降任等学校職員であつて、仮定異動期間末日(法第二十八条の五第一項から第四項までの規定による異動期間の延長がないものとした場合における異動期間の末日をいう。以下同じ。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける学校職員のうち、異動日に給与条例附則第八項の規定により当該学校

職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前異動日給料月額」という。）が異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額。）に百分の七十を乗じて得た額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この項において「備考適用前第五条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（次条第一項各号、第三項及び第四項に該当する学校職員を除く。）には、異動日以後、備考適用前第五条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第五条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

第六条 特例任用後降任等学校職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、次の各号に掲げる学校職員となり、異動日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、異動日後に第一号、第三号又は第四号に掲げる学校職員となつたものにあつては、異動日に当該各号に掲げる学校職員になつたものとした場合に異動日に同項の規定により当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前異動日給料月額」という。）が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、第三号イに掲げる学校職員以外の学校職員にあつては、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額とする。以下この条において「備考適用前第六条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員（次の各号のうち二以上の号

に掲げる学校職員に該当する学校職員（第三項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）を除く。）には、異動日以後の当該各号に掲げる学校職員となった日以後、備考適用前第六条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条則附則第十二項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 仮定異動期間末日以後に給料表異動等をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動等があり、同日から異動日の前日まで当該給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合（給料表異動等が二回以上あった場合にあつては、仮定異動期間末日の前日にそれらの給料表異動等が順次あり、同日から異動日の前日までこれらの給料表異動等後に適用されている給料表及び初任給基準表における初任給の定めが引き続き適用されているものとした場合）の異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日から異動日までの間に降格（学校職員の同意を得て行うものを除く。以下この号において同じ。）をした学校職員（第四号に掲げる学校職員を除く。） 異動日の前日その者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合の同日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額と当該降格後のその者の号給等に対応する給料月額との差額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額を合算した額）に相当する額を減じた額に百分の七十を乗じて得た額

三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員 次に掲げる学校職員の区分に応じ、次に定める額

イ 異動日以後に現に育児短時間勤務等をしている学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り

捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額）に算出率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ロ イに掲げる学校職員以外の学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

四 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員 教育委員会の定める額

五 仮定異動期間末日の前日から異動日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員 異動日の前日のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額（仮定異動期間末日の前日から異動日の前々日までの間のその者の号給等に対応する異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第六条基礎給料月額と備考適用前異動日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であつて、同項第五号に掲げる学校職員に該当する学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員は第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する学校職員であるものとし、当該学校職員について適用される備考適用前第六条基礎給料月額は、同項第一号から第三号までに規定する給料月額について異動日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 第一項第一号から第五号までのうち二以上の号に掲げる学校職員に該当する学校職員（前項の規定の適用を受ける学校職員を除く。）には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十二項の規定による給料として支給する。

（降任等相当給料表異動をした学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第七条 降任等相当給料表異動（法第二十八条の二第一項ただし書に規定する他の

職への転任に伴う給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があったものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものをいう。以下この条及び次条において同じ。）をした学校職員（第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員を除く。第四項において同じ。）であつて、降任等相当転任日（当該降任等相当給料表異動をした日をいう。以下この条及び次条において同じ。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第七条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、特定日以後、備考適用前第七条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第七条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 降任等相当転任日の前日から特定日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される備考適用前第七条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日

以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員
- 二 降任等相当転任日から特定日までの間に降格をした学校職員
- 三 降任等相当転任日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員（降任等相当転任日以後に育児短時間勤務等を開始し、特定日前に当該育児短時間勤務等を終了した学校職員を除く。）

四 降任等相当転任日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

第八条 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料

表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、降任等相当転任日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前転任日給料月額」という。）が降任等相当転任日の前日に降任等相当転任日において適用される給料表の適用を受けるものとした場合の降任等相当転任日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表の適用を受け、同日から降任等相当転任日の前日まで当該給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第八条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、降任等相当転任日以後、備考適用前第八条基礎給料月額と備考適用前転任日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第八条基礎給料月額と備考適用前転任日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、

給料表の備考を適用しないものとする。)との差額」とする。

- 3 仮定異動期間末日の前日から降任等相当転任日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される備考適用前第八条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について降任等相当転任日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

- 4 第一項特例任用学校職員又は第三項特例任用学校職員から降任等相当給料表異動をした学校職員であつて、降任等相当転任日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条則附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条則附則第十三項の規定による給料として支給する。

- 一 降任等相当転任日後に給料表異動等をした学校職員
- 二 仮定異動期間末日から降任等相当転任日までの間に降格(学校職員の同意を得て行うものを除く。)をした学校職員

- 三 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員

- 四 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

(特例任用期間降格等学校職員に対する給与条則第十三項の規定による給料の支給)

第九条 特例任用期間降格等学校職員(第三項特例任用学校職員のうち、仮定異動期間末日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間において、降格(学校職員の同意を得て行うものに限る。)をされた学校職員又は給料表異動により当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となつた学校職員をいう。以下この条において同じ。)であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員(第四項各号に掲げる学校職員を除く。)のうち、特例任用期間降格等学校職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。)に給与条則附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額(この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。以下この項において「備考適用前降格等相当日給料月額」という。)が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額(この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り

上げた額。以下この条において「備考適用前第九条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、特例任用期間降格等学校職員となった日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、備考適用前第九条基礎給料月額と備考適用前降格等相当日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条則附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

一 次号に掲げる学校職員以外の学校職員 特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額（仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額がある場合は、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

二 仮定異動期間末日以後に給料表異動（当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となるものに限る。）をした学校職員 特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日に特例任用期間降格等学校職員となつた日において適用される給料表の適用を受ける学校職員への給料表異動があつたものとした場合の特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日のその者の号給等に対応する給料月額に相当する額（仮定異動期間末日の前日に当該給料表異動があり、同日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前日まで当該給料表異動後に適用されている給料表が引き続き適用されているものとした場合に、仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日の前々日までの間のその者の号給等に対応する給料月額に、これよりも多い給料月額があるときは、そのうち最も多い給料月額に相当する額）に百分の七十を乗じて得た額

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第九条基礎給料月額と備考適用前降格等相当日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 仮定異動期間末日の前日から特例任用期間降格等学校職員となつた日までの間の給料表の給料月額が増額改定又は減額改定をされた学校職員に対する前二項の規定の適用については、当該学校職員について適用される備考適用前第九条基礎

給料月額は、第一項各号に規定する給料月額について特例任用期間降格等学校職員となった日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 特例任用期間降格等学校職員であつて、仮定異動期間末日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 特例任用期間降格等学校職員となつた日の翌日から法第二十八条の二第一項に規定する他の職への昇任、降任又は転任をされる日の前日までの間に初任給規則第二条第一号に規定する昇格をした学校職員

二 特例任用期間降格等学校職員となつた日以後に給料表異動等（給料表異動のうち、当該給料表異動後の学校職員の職務の級が当該給料表異動の前日に給料表異動があつたものとした場合の学校職員の職務の級より下位の職務の級となる場合のものを除く。）をした学校職員

三 仮定異動期間末日から特例任用期間降格等学校職員となつた日までの間に降格（学校職員の同意を得て行うものを除く。）をした学校職員

四 仮定異動期間末日の前日以後に育児短時間勤務等をした学校職員

五 仮定異動期間末日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

（人事交流等学校職員に対する給与条例附則第十三項の規定による給料の支給）

第十条 初任給規則第十五条第一項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き管理監督職以外の職に採用された学校職員（以下この条において「人事交流等学校職員」という。）のうち人事交流等学校職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最も遅い日。以下この条において同じ。）前に学校職員であつたものとした場合に異動日とみなされる日（以下この条において「みなし異動日」という。）がある者であつて、人事交流等学校職員となつた日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（第四項各号に掲げる学校職員を除く。）のうち、特定日に給与条例附則第八項の規定により当該学校職員が受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとし、人事交流等学校職員となつた日が六十歳に達した日後における最初の四月一日（以下この条において「仮定特定日」という。）後であるときは、仮定特定日に学校職員であつたものとして給与条例附則第八項の規定が適用された場合に仮定特定日

に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額とする。以下この項において「備考適用前特定日給料月額」という。）がみなし異動日の前日に学校職員となったものとした場合に当該学校職員が受けることとなる給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）に相当する額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げた額。以下この条において「備考適用前第十条基礎給料月額」という。）に達しないこととなる学校職員には、人事交流等学校職員となった日（特定日前に人事交流等学校職員となった場合にあつては特定日）以後、備考適用前第十条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する（差額相当額は、給料表の備考を適用させて支給するものとする。）。

2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計額が上限額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「備考適用前第十条基礎給料月額と備考適用前特定日給料月額との差額」とあるのは、「上限額（この額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）と当該学校職員の受ける給料月額（この給料月額を計算する場合には、給料表の備考を適用しないものとする。）との差額」とする。

3 給料月額の改定をする条例の制定により、みなし異動日の前日から特定日（人事交流等学校職員となった日が仮定特定日後であるときは、仮定特定日。以下この項において同じ。）までの間の給料表の給料月額が改定された場合における前二項の規定の適用については、人事交流等学校職員について適用される備考適用前第十条基礎給料月額は、第一項に規定する給料月額について特定日の給料表の給料月額欄に掲げる給料月額を用いて、算出するものとする。

4 人事交流等学校職員のうちみなし異動日がある者であつて、人事交流等学校職員となった日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員のうち、給与条例附則第八項の規定の適用を受ける学校職員であつて、次に掲げる学校職員には、教育委員会の定める日以後、教育委員会の定める額を、給与条例附則第十三項の規定による給料として支給する。

一 かつて第一項特任用学校職員又は第三項特任用学校職員として勤務していた者で、人事交流等により引き続き初任給規則第十五条第一項各号に掲げる者となり引き続き人事交流等学校職員となった学校職員及びこれに準ずる

学校職員

- 二 人事交流等学校職員となった日後に給料表異動等をした学校職員
- 三 人事交流等学校職員となった日から特定日までの間に降格をした学校職員
- 四 人事交流等学校職員となった日（特定日前に人事交流等学校職員となった場合にあつては特定日）以後に育児短時間勤務等をした学校職員
- 五 人事交流等学校職員となった日以後に教育委員会の承認を得てその号給を決定された学校職員

（この規則により難い場合の措置）

第十一条 給与条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には他の学校職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、教育委員会は、あらかじめ埼玉県人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

（雑則）

第十二条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第十項、第十二項又は第十三項の規定による給料の支給に關し必要な事項は、教育委員会が埼玉県人事委員会と協議して定める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

# 規則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

## 埼玉県教育委員会規則第二十三号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

埼玉県教育局組織規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条の二中「県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関する」を「次の」に改め、同条に次の二号を加える。

一 県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関すること。

二 高校改革統括監の庶務に関すること。

第十条第八号中「養護教員」を「養護教諭」に改め、同条中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 栄養教諭その他の学校給食担当職員の研修に関すること。

部	
部長	副部長
上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、参事が置かれている場合の職務は、参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部長が二人以上置かれている場合であっても、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。

第二十一条第一項の表中

を

部	部長	
部 学校 監	監 革統括	<p>上長の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。</p> <p>部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、高校改革統括監又は部の参事が置かれている場合の職務は、高校改革統括監又は部の参事の職務として指定された事項以外のものに限るものとし、副部长が二人以上置かれている場合であつて、あらかじめ部長からその監督及び整理に係る事務の指定がなされている者の職務は、当該指定事務に限るものとする。</p> <p>上長の命を受け、県立高等学校の活性化及び特色ある学校づくりに係る施策の総合的企画、調整及び推進に関することと特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、上長を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。</p>

に改め、同表県立学校人

事課及び小中学校人事課の項職務の欄中「及び学校管理等の指導に関する総合調整の事務」を「、学校管理等の指導及び学校における働き方改革の推進に関する総合調整の事務、学校評価制度に係る施策の企画、調整及び推進に関する事務その他特に指定された事項」に改め、同表県立学校人事課の項及び生涯学習推進課の項を削

り、同条第二項の表中

部		
部付	副参事	参事
従事する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。

を

部		副参事
部付		
従事する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長を助け、職員が担任する事務を監督し、事務を整理する。

に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

## 規則

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

### 埼玉県教育委員会規則第二十四号

埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。

以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知）

第二条 条例第五条第一項前段の規定による通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- 二 条例第五条第一項第八号に該当するときは、その理由
- 三 法第九十条第一項ただし書又は第九十八条第一項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手続が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

容

2 条例第五条第一項後段の規定による変更の通知に係る同項第十一号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

（条例第五条第二項第九号の規則等で定める数）

第三条 条例第五条第二項第九号の規則等で定める数は、千人とする。

（条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイル）

第四条 条例第五条第二項第十号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- 一 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（イ及びロに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含まむ。）

イ 当該機関以外の行政機関等の職員

ロ イに掲げる者であった者

ハ 条例第五条第二項第三号に規定する者又はイ若しくはロに掲げる者の被扶養者又は遺族

二 条例第五条第二項第三号に規定する者及び前号イ、ロ又はハに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第五条 教育委員会は、個人情報ファイル簿に法第七十五条第一項に規定する事項のほか、第二条第一項第三号に掲げる事項を記載しなければならない。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第六条 法第七十六条第二項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

一 法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「任意代理人」という。)の別

二 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

三 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示請求書の送付による開示請求における本人確認手続の特例)

第七条 教育委員会は、開示請求をする者(県内に住所を有する者に限る。)が開示請求書を教育委員会に送付して開示請求をする場合においては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報を利用することによって令第二十二条第二項第二号の住民票の写しの提出に代えることができる。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第八条 教育委員会は、法第八十二条第一項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第九条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、第三号及び第四号に掲げる方法にあつては、当該保有個人情報記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、教育委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

一 文書又は図画(法第八十七条第一項ただし書の規定が適用される場合にあつ

ては、次号に規定するもの)の閲覧

二 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本産業規格A列一番若しくはA列二番の用紙に単色刷で複写したものの交付又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

三 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

四 文書又は図画をスキヤナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取つてできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法は、次に掲げる方法とする。

一 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

二 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前二項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、教育委員会が適当と認める方法とする。

(開示の実施における本人確認手続等)

第十条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、教育委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

一 令第二十二條第一項第一号に掲げる書類

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため教育委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第八十二條第一項の規定による通知に係る書面その他の教育委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第七十六條第二項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として教育委員会が適当と認めるものを教育委員会に提示し、又は提出しなければならない。

い。(訂正請求等に関する代理人の記載事項及び本人確認手続の特例の準用)

第十一条 第六条及び第七条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、第六条中「第七十六條第二項」とあるのは、訂正請求に

については「第九十条第二項」と、利用停止請求については「第九十八条第二項」と、第七条中「第二十二条第二項第二号」とあるのは、「第二十九条において準用する令第二十二条第二項第二号」と読み替えるものとする。

(委任)

第十二条 教育委員会は、埼玉県総務部文書課長に対し、法に基づく行政機関の長等としての事務のうち、法第七十五条第一項の規定により、教育委員会が保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表する事務(令第二十一条の規定に基づく事務を含む。)を委任する。

(開示請求等に係る書面の提出先)

第十三条 法第七十七条第一項、第九十一条第一項又は第九十九条第一項に規定する書面の提出は、埼玉県総務部文書課を経由して行うことができる。

(様式)

第十四条 次の各号に掲げる書面等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 法第七十七条第一項の書面 様式第一号の保有個人情報開示請求書

二 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 様式第二号の保有個人情報開示決定通知書

三 法第八十二条第一項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 様式第三号の保有個人情報部分開示決定通知書

四 法第八十二条第二項の書面 様式第四号の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

五 法第八十三条第二項の書面 様式第五号の保有個人情報開示決定等期間延長通知書

六 法第八十四条の書面 様式第六号の保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

七 法第八十五条第一項前段の規定に係る書面 様式第七号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

八 法第八十五条第一項後段の書面 様式第八号の保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

九 法第八十六条第一項の規定による通知に係る書面 様式第九号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

十 法第八十六条第二項の書面 様式第十号の保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

十一 法第八十六条第一項又は第二項の意見書 様式第十一号の保有個人情報の

開示決定等に関する意見書

十二 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の書面 様式第十二号の保有個人情報開示決定に係る通知書

十三 法第八十七条第三項の規定による申出に係る書面 様式第十三号の保有個人情報の開示の実施方法等申出書

十四 法第九十一条第一項の書面 様式第十四号の保有個人情報訂正請求書

十五 法第九十三条第一項の書面 様式第十五号の保有個人情報訂正決定通知書

十六 法第九十三条第二項の書面 様式第十六号の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

十七 法第九十四条第二項の書面 様式第十七号の保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

十八 法第九十五条の書面 様式第十八号の保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

十九 法第九十六条第一項前段の規定に係る書面 様式第十九号の保有個人情報訂正請求に係る事案移送書

二十 法第九十六条第一項後段の書面 様式第二十号の保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

二十一 法第九十七条の書面 様式第二十一号の提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

二十二 法第九十九条第一項の書面 様式第二十二号の保有個人情報利用停止請求書

二十三 法第一百一条第一項の書面 様式第二十三号の保有個人情報利用停止決定通知書

二十四 法第一百一条第二項の書面 様式第二十四号の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

二十五 法第一百二条第二項の書面 様式第二十五号の保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

二十六 法第一百三十三条の書面 様式第二十六号の保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

二十七 法第一百五条第三項において準用する同条第二項の規定による通知に係る書面 様式第二十七号の埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)

2 埼玉県教育委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則(平成十七年埼玉  
県教育委員会規則第十五号)は、廃止する。

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

個人情報保護の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 (具体的に記載してください。)	
-------------------------------	--

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種類 [該当する箇所の□内にレ印を付してください。]	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の 状況等	(ふりがな) 本人の氏名 本人の生年月日 年 月 日生 本人の住所又は居所及び連絡先 電話 ( _____ ) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者
	[該当する箇所の□内にレ印を付してください。]

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 <small>(開示の実施の方法に希望するものがあれば、 □内にレ印を付してください。)</small>	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写し (複写機により用紙に複写したものの) の交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望) <input type="checkbox"/> 写し (スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの) の交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望)
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 <small>(代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)</small>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (次の書類の添付を求めること。) ( <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書) <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当課所	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

## 保有個人情報開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時(次のいずれか1日)	年 月 日 時 年 月 日 時 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当課所	電話番号
備考	

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること(法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であること)の資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であること(資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

#### 教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

##### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

## 保有個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時 (次のいずれか 1 日)	年 月 日 時 ..... 年 月 日 時
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当課所	電話番号
備考	

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること (法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること) 及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場

合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時のうち希望の日時を選択することができます。希望の日時は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。

4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

#### 教示

##### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日(の翌日)から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

##### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 8 2 条第 2 項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 8 3 条第 2 項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

## 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、開示請求があった日から45日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る  
事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項前段の規定により  
次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 8 5 条第 1 項後段の規定により次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) ..... (連絡先) 担当課名： 担当名： 所在地： 電話番号：

担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



個人情報の保護に関する法律第 7 6 条第 1 項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 8 6 条第 1 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先 (担当課 所)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



個人情報の保護に関する法律第 76 条第 1 項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第 86 条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先 (担当課所)	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 1 1 号 (第 1 4 条関係)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日 付 第 号で照会のおつた件について、次のとおり回答します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示についての御意見 〔□内は、該当する箇所 にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1)支障 (不利益) がある部分 ..... (2)支障 (不利益) がある具体的な理由
連絡先	

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付け 第 号で照会した

に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第 8 6 条第 3 項、第 1 0 7 条第 1 項において

て準用する同法第 8 6 条第 3 項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。

この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、個人情報の保護に関する法律第 8 7 条第 3 項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し上げます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法 (写しの送付を希望する場合)	同封する郵便切手の額 円
個人情報の保護に関する法律第 8 2 条第 1 項の規定による開示決定の通知のあった日 (開示決定通知書を受領した日)	年 月 日
備考	

(注) 1 「求める開示の実施の方法」の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。

2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する

場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

個人情報情報の保護に関する法律第 9 0 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) 第 号 (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別	
〔 該当する箇所の□内にレ印を付してください。 〕	
<input type="checkbox"/> 法定代理人	
<input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の 状況等	(ふりがな) 本人の氏名

本人の生年月日	年 月 日生
本人の住所又は居所及び連絡先	電話 ( )
本人の状況 該当する箇所の□内で 内にレ印を付ししてください。	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<small>〔代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類〕</small>	
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (次の書類の添付を求めること。) <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当課所	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 93 条第 1 項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容)  (理由)
担当課所	
備考	電話番号

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。

この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁判の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第 93 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当課所	
	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する判決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 17号 (第 14条関係)

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報保護の保護に関する法律第 95 条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 95 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る  
事案については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項前段の規定により  
次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第 96 条第 1 項後段の規定により次のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) ..... (連絡先) 担当課名： 担 当 名： 所 在 地： 電 話 番 号：

担当課所	電話番号
備考	

様式第 21 号 (第 14 条関係)

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 92 条の規定により訂正をしたので、同法第 97 条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容) (理由)
担当課所	
	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県教育委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項の規定により、次のとおり保有個人情報  
の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた 日	年 月 日	第 号
利用停止請求に係る保有 個人情報を特定するに足 りる事項	(開示決定通知書の番号) (日付) 年 月 日	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
利用停止請求の趣旨及び 理由 〔該当する箇所の□内にレ印を付 してください。〕	(趣旨) <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第 9 8 条第 1 項 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)	

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種類 〔該当する箇所の□内にレ印を 付してください。〕	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
---------------------------------------	--

本人の 状況等	(ふりがな) 本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ( ) )
	本人の状況 の □ 内 に レ シ 印 を 付 し て く だ さ い。 )	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
〔代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類〕	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (次の書類の添付を求めること。) <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
担当課所	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については  
個人情報の保護に関する法律第 101 条第 1 項の規定により、次のとおり利用停  
止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有 個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容 及び理由	(内容)  (理由)
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌  
日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をするこ  
とができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内で  
あっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求  
をすることができなくなります。

## 2 取消訴訟について

この処分取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。

この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担当課所	電話番号
備考	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、埼玉県教育委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日 (1 の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日) の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県教育委員会です。

ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 102 条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当課所	電話番号
備考	

様式第 26 号 (第 14 条関係)

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定 (利用停止決定等の期限の特例) を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

様式第 27 号 (第 14 条関係)

埼玉県個人情報保護審査会諮問通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県教育委員会



年 月 日付けの

に対する審査請求について

個人情報保護の保護に関する法律第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、同条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

開示決定等に係る保有個人情報	
審査請求の内容	
審査請求があった日	年 月 日
諮問をした日	年 月 日
担当課所	電話番号
備考	

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

埼玉県公安委員会委員長 桐澤重彦

埼玉県公安委員会規則第4号

埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し、埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の保有する個人情報の保護に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第2条 条例第5条第1項前段の規定による通知に係る同項第11号の規則等で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報ファイルの保有開始の予定年月日
- (2) 条例第5条第1項第8号に該当するときは、その理由
- (3) 法第90条第1項ただし書又は法第98条第1項ただし書に該当するときは、これらの規定の特別の手續が定められている他の法令の名称、条項及びその内容

2 条例第5条第1項後段の規定による変更の通知に係る同項第11号の規則等で定める事項は、当該変更の予定年月日とする。

(個人情報ファイル簿に記載する事項)

第3条 公安委員会は、個人情報ファイル簿に法第75条第1項に規定する事項のほか、前条第1項第3号に掲げる事項を記載しなければならない。

(条例第5条第2項第9号の規則等で定める数)

第4条 条例第5条第2項第9号の規則等で定める数は、1,000人とする。

(条例第5条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイル)

第5条 条例第5条第2項第10号の規則等で定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

- (1) 次のいずれかに該当する者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（ア及びイに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア 当該機関以外の行政機関等の職員

イ アに掲げる者であった者

ウ 条例第5条第2項第3号に規定する者又はア若しくはイに掲げる者の被扶養者又は遺族

- (2) 条例第5条第2項第3号に規定する者及び前号に掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

(開示等請求の受付及び開示の実施)

第6条 法第76条第1項の規定による開示請求、法第90条第1項の規定による訂正請求及び法第98条第1項の規定による利用停止請求（以下「開示等請求」という。）の受付は、埼玉県警察本部総務部文書課に設置する窓口において行う。

2 法第87条の規定による開示の実施の窓口は、前項と同様とする。

3 開示等請求の受付及び開示の実施を行う日時は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

(代理人が開示請求する場合の記載事項)

第7条 法第76条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、次に掲げる事項を開示請求書に記載しなければならない。

(1) 法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）の別

(2) 開示請求に係る保有個人情報の本人の氏名、生年月日、住所又は居所及び連絡先

(3) 開示請求に係る保有個人情報の本人の未成年者、成年被後見人又は任意代理人委任者の別

(開示決定の際に通知すべき事項)

第8条 公安委員会は、法第82条第1項の規定により通知をするときは、同項に規定する事項のほか、開示の実施に要する費用を負担すべき旨その他当該開示の実施に必要な事項を通知しなければならない。

(開示の実施の方法)

第9条 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の実施の方法は、次の各号に掲げる方法とする。ただし、第3号に掲げる方法にあつては当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、公安委員会がその保有する処理装置により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。

(1) 文書又は図画（法第87条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつて

は、次号に規定するもの)の閲覧

(2) 文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番以下の大きさの用紙に単色刷で複写したものの交付

(3) 文書又は図画を複写機により用紙に多色刷で複写したものの交付

2 電磁的記録についての開示の実施の方法は、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

(2) 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は電磁的記録媒体に複写したものの交付

3 前2項に掲げる方法による開示の実施が困難な場合にあつては、公安委員会が適当と認める方法により開示を行う。

(開示の実施における本人確認手続等)

第10条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、公安委員会に対し、次に掲げる書類(有効期間を有するものにあつては、その有効期間内のものに限る。)のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 令第22条第1項第1号に掲げる書類

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示を受ける者が本人であることを確認するため公安委員会が適当と認める書類

2 写しの送付の方法により開示の実施を求める者は、法第82条第1項の規定による通知に係る書面その他の公安委員会が適当と認める書類を提出しなければならない。

3 法第76条第2項の規定により開示請求をした代理人が開示を受ける場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他のその資格を証明する書類として公安委員会が適当と認めるものを公安委員会に提示し、又は提出しなければならない。

(開示の実施に要する費用)

第11条 条例第20条第2項の規定による、開示の実施に要する費用の額は、埼玉県警察本部長が別に定める。

2 開示の実施に要する費用は、前納とする。

(送付に要する費用の納付方法)

第12条 令第28条第4項後段の規定による送付に要する費用の納付方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 郵便切手で納付する方法

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第1項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する

方法

2 写しの送付に要する費用は、前納とする。

(訂正請求等に関する代理人の記載事項の規定の準用)

第13条 第7条の規定は、訂正請求及び利用停止請求について準用する。この場合において、同条中「第76条第2項」とあるのは、訂正請求にあつては「第90条第2項」と、利用停止請求にあつては「第98条第2項」と読み替えるものとする。

(様式)

第14条 次の各号に掲げる書面の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第77条第1項の書面 保有個人情報開示請求書(様式第1号)
- (2) 法第77条第2項の書面 委任状(様式第2号)
- (3) 法第77条第2項の書面 委任状(様式第3号)
- (4) 法第82条第1項に規定する保有個人情報の全部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報開示決定通知書(様式第4号)
- (5) 法第82条第1項に規定する保有個人情報の一部の開示を決定した場合の書面 保有個人情報部分開示決定通知書(様式第5号)
- (6) 法第82条第2項の書面 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第6号)
- (7) 法第83条第2項の書面 保有個人情報開示決定等期間延長通知書(様式第7号)
- (8) 法第84条の書面 保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書(様式第8号)
- (9) 法第85条第1項前段の規定に係る書面 保有個人情報の開示請求に係る事案移送書(様式第9号)
- (10) 法第85条第1項後段の書面 保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書(様式第10号)
- (11) 法第86条第1項の規定による通知に係る書面 保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書(様式第11号)
- (12) 法第86条第2項の書面 保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書(様式第12号)
- (13) 法第86条第1項又は第2項の意見書 保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第13号)
- (14) 法第86条第3項(法第107条第1項において準用する場合を含む。)の書面 保有個人情報開示決定に係る通知書(様式第14号)
- (15) 法第87条第3項の規定による申出に係る書面 保有個人情報の開示の実施方

法等申出書（様式第15号）

- (16) 法第91条第1項の書面 保有個人情報訂正請求書（様式第16号）
- (17) 法第91条第2項の書面 委任状（様式第17号）
- (18) 法第91条第2項の書面 委任状（様式第18号）
- (19) 法第93条第1項の書面 保有個人情報訂正決定通知書（様式第19号）
- (20) 法第93条第2項の書面 保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書（様式第20号）
- (21) 法第94条第2項の書面 保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第21号）
- (22) 法第95条の書面 保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第22号）
- (23) 法第96条第1項前段の規定に係る書面 保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書（様式第23号）
- (24) 法第96条第1項後段の書面 保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書（様式第24号）
- (25) 法第97条の書面 提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書（様式第25号）
- (26) 法第99条第1項の書面 保有個人情報利用停止請求書（様式第26号）
- (27) 法第99条第2項の書面 委任状（様式第27号）
- (28) 法第99条第2項の書面 委任状（様式第28号）
- (29) 法第101条第1項の書面 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第29号）
- (30) 法第101条第2項の書面 保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書（様式第30号）
- (31) 法第102条第2項の書面 保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第31号）
- (32) 法第103条の書面 保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第32号）

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。  
（埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止）
- 2 埼玉県公安委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則（平成18年埼玉県公安委員会規則第2号）は、廃止する。

様式第1号（第14条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県公安委員会

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報（具体的に記載してください。）	
------------------------------	--

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人	
本人の 状況等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ( )
	本人の状況 〔該当する箇所の□内にレ印を付してください。〕	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

(注) 次の欄の記載は任意です。

求める開示の実施の方法 (開示の実施の方法に希望するものがあれば、 <input type="checkbox"/> 内にレ印を付してください。       )	1 文書又は図画の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望 ) 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望 ) <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの閲覧、聴取又は視聴 <input type="checkbox"/> 電磁的記録媒体に複写したものの交付 ( <input type="checkbox"/> 送付を希望 )
開示の実施の希望日	年 月 日

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書類 (代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人が請求する場合の請求資格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 ( 次の書類の添付を求めること。 ) ( <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( ) )
担当所属	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示を実施することができる日時	
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当所属	電話番号
備考	

(注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理

人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格)を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。

- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時から、希望の日時を保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

#### 教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定したので通知します。

開示する保有個人情報	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない情報及びその理由	
開示を実施することができる日時	
開示の場所	
求めることができる開示の実施の方法	
開示の実施に必要な事項	
写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用	(準備日数) 日 (費用) 円
担当所属	電話番号
備考	

- (注) 1 開示を受ける際は、この通知書及び開示請求に係る保有個人情報の本人であること（法定代理人が開示を受ける場合には法定代理人本人であること及び法定代理人であることの資格、任意代理人が開示を受ける場合には任意代理人本人であること及び任意代理人であることの資格）を証明する書類を担当者に提示し、又は提出してください。
- 2 開示を実施することができる日時は、「開示を実施することができる日時」の欄に記載された日時から、希望の日時を保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 3 開示の実施の方法は、「求めることができる開示の実施の方法」の欄に記載されている方法から選択することができます。保有個人情報の開示の実施方法等申出書により申し出てください。
- 4 保有個人情報の開示の実施方法等申出書による申出は、この通知があった日から30日以内に行ってください。

#### 教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示しない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告と

して、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第84条の規定により、開示請求があった日から45日以内に当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当期間内に開示決定等を行いますので、次のとおり通知します。

なお、当該保有個人情報の相当の部分についての開示決定等及び残りの保有個人情報についての開示決定等を行ったときは、それぞれ通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
当該保有個人情報の相当の部分について開示決定等を行う期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報の開示請求に係る事案移送書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項前段の規定により、次のとおり移送します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

様式第10号（第14条関係）

保有個人情報の開示請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項後段の規定により、次のとおり移送したの  
で通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

開示請求に係る保有個人 情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当所属名： 所在地： 電話番号：

担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	
意見書の提出先（担当所属）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定に基づき、

に関する情報が含まれている保有個人情報について開示請求があったので、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」により回答してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がないときは、特に御意見がないものとして取り扱います。

開示請求に係る保有個人情報	
開示請求の年月日	年 月 日
個人情報の保護に関する法律第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	(適用区分) <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の 内容	

意見書の提出先（担当所属）	電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

（宛先）

埼玉県公安委員会

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

（法人その他の団体にあつては、その団体の名称及び代表者氏名）

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_（ ）

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付け 第 号で照会のあつた件について、次のとおり回答し

ます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示についての御意見 （□内は、該当する箇所にレ印を付してください。）	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障はない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1)支障（不利益）がある部分  (2)支障（不利益）がある具体的な理由
連絡先	

保有個人情報開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付け 第 号で照会した

に関する情報が含まれている保有個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項・第107条第1項において準用する第86条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県公安委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

年 月 日付け 第 号で通知のあった開示決定について、個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり開示の実施の方法等を申し出ます。

開示請求に係る保有個人情報	
開示の実施を希望する日時	年 月 日 時
求める開示の実施の方法  (写しの送付を希望する場合)	同封する郵便切手の額 円
個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定による開示決定の通知のあった日（開示決定通知書を受領した日）	年 月 日
備考	

- (注) 1 「求める開示の実施の方法」の欄は、開示決定通知書に記載された求めることができる開示の実施の方法のうちから選択し、記入してください。
- 2 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を希望する場合は、備考欄にその旨及び当該部分を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(宛先)

埼玉県公安委員会

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第90条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項	(開示決定通知書の番号) 第 号 (日付) 年 月 日
	(開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報)
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

(注) 代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 (該当する箇所の□内にレ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
-----------------------------------	--

本人の 状況等	(ふりがな)	
	本人の氏名	
	本人の生年月日	年 月 日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話 ( )
本人の状況 (該当する箇所の□内に レ印を付してください。)	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者	

(注) 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書 類 (代理人が請求する場合は 代理人の本人確認書類)	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人が請求 する場合の請求資 格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人が請求 する場合の請求資 格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 (次の書類の添付を求めること。) <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
担当所属	電話番号
備考	

(注) 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求の趣旨	
決定内容及び理由	(内容)  (理由)
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正をしない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

様式第22号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、訂正決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第95条の規定（訂正決定等の期間の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項前段の規定により、次のとおり移送します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者氏名等	氏 名： 住所又は居所： 連 絡 先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の生年月日： 年 月 日生
添付資料	・ 訂正請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

保有個人情報の訂正請求に係る事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項後段の規定により、次のとおり移送したの  
で通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

訂正請求に係る保有個人 情報	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等)  (連絡先) 担当所属名： 所在地： 電話番号：

担当所属	電話番号
備考	

様式第 25 号（第 14 条関係）

提供をしている保有個人情報の訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正をしたので、同法第97条の規定により通知します。

訂正請求に係る保有個人情報	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(内容)  (理由)
担当所属	電話番号
備考	

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県公安委員会

（ふりがな）

氏 名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

\_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_

個人情報の保護に関する法律第98条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項	（開示決定通知書の番号） 第 号 （日付） 年 月 日
	（開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報）
利用停止請求の趣旨及び理由 （該当する箇所の□内にレ印を付してください。）	（趣旨） <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する法律第98条第1項 第2号該当 → 提供の停止
	（理由）

（注）代理人が請求する場合は、次の欄を記載してください。

代理人の種別 <small>（該当する箇所の□内にレ印を付してください。）</small>		<input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
本人の 状況等	（ふりがな） 本人の氏名	
	本人の生年月日	年      月      日生
	本人の住所又は 居所及び連絡先	電話      （      ）
	本人の状況 <small>（該当する箇所の□内にレ印を付してください。）</small>	<input type="checkbox"/> 未成年者 <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者

（注） 次の欄は実施機関が記入しますので、記載しないでください。

請求者本人確認書 類 <small>（代理人が請求する場合は代理人の本人確認書類）</small>	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（      ）
法定代理人が請求 する場合の請求資 格確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（      ）
任意代理人が請求 する場合の請求資 格確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状（次の書類の添付を求めること。） （ <input type="checkbox"/> 委任状に押印された委任者の実印の印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> 本人の運転免許証の写し <input type="checkbox"/> 本人の個人番号カードの写し <input type="checkbox"/> その他（      ） ）
担当所属	電話番号
備考	

（注） 代理人による請求の場合、別途本人に確認を行う場合があります。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委任状

（代理人）

住所

氏名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び  
利用停止請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者）

住所

氏名

印

連絡先電話番号

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- 1 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(内容)  (理由)
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
利用停止をしない理由	
担当所属	電話番号
備考	

教示

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、埼玉県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
延長前の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長後の期間	年 月 日 から ( 日間) 年 月 日 まで
延長する理由	
担当所属	電話番号
備考	

様式第32号（第14条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

埼玉県公安委員会



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、利用停止決定等の期限を次のとおりとしたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報	
個人情報の保護に関する法律第103条の規定（利用停止決定等の期間の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
担当所属	電話番号
備考	

## 訓令

### 埼玉県訓令第一号

本庁

地域機関

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員を降格させた場合における当該技能職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表（別表第五）の降格後の号給欄に定める号給とする。

第八条の四に次の一項を加える。

2 退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算については、職員の退職手当に関する規則（平成二十五年埼玉県規則第五十四号）第六条の例による。

別表第四の次に次の一表を加える。

41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101
61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	

別表第5（第4条関係）

降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60
29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101

130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	
93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		
125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		

附則第五項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（退職手当に関する経過措置）」を付し、同項の次に次の一項を加える。

6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する規則附則第二項から第五項までの規定の適用については、同規則附則第二項の表中「六十歳」とあるのは「六十三歳」と、同規則附則第三項中「前項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程附則第六項において読み替えられた前項の表」と、同規則附則第四項及び第五項中「附則第二項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程附則第六項において読み替えられた附則第二項の表」とする。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令の一部改正）

2 技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令（令和四年埼玉県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

教育局等の職員の勤務時間に関する規程（昭和四十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項」を「第二十一条の四第一項又は第二十一条の五第一項」に、「同法第二十八条の五第一項」を「同法第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下この項において「令和三年改正法」という。）附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この訓令による改正後の教育局等の職員の勤務時間に関する規程（以下この項において「新規程」という。）第一条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規程の規定を適用する。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第二号

埼玉県教育局

県立教育機関

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

技能職員の給与等に関する規程等の一部を改正する訓令

(技能職員の給与等に関する規程の一部改正)

第一条 技能職員の給与等に関する規程(昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第四項中「その者」を「当該技能職員」に改め、同条第五項を次のとおり改める。

5 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された技能職員で同法第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則(昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号)第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二号)第二条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年埼玉県条例第二十八号)第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条中第五項を第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 技能職員を降格させた場合における当該技能職員の号給は、降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第五)の降格後の号給欄に定める号給とする。

第四条の二を削る。

第八条の五を第八条の六とし、第八条の四を第八条の五とし、第八条の三の次

に次の一条を加える。

(高齢者部分休業をする者の給与等)

第八条の四 技能職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与及び退職手当については、職員の高齢者部分休業に関する条例(令和四年埼玉県条例第三十号)第三条及び第四条の例による。

2 退職手当の調整額に係る基礎在職期間からの高齢者部分休業期間の除算については、職員の退職手当に関する規則(平成二十五年埼玉県規則第五十四号)第六条の例による。

附則第三項を削り、附則に次の見出し及び二項を加える。

(給料に関する経過措置)

3 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が六十歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和四年埼玉県条例第三十一号)第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(昭和五十九年埼玉県条例第四号)第二条第二号に掲げる職員に相当する技能職員にあつては六十三歳)に達した日後における最初の四月一日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第四条第一項、第三項及び第四項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額(この給料月額を計算する場合には、別表第一の備考の規定(以下この項において「給料表の備考」という。)を適用しないものとする。)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)に給料表の備考を適用させた額とする。

4 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

一 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び非常勤の技能職員

二 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している技能職員(同条例第二条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。)

附則に次の見出し及び二項を加える。

(退職手当に関する経過措置)

5 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第三十四項、第三十五項及び第三十八項の規定の適

用については、同条例附則第三十四項及び第三十五項中「六十歳」とあるのは「六十三歳」とし、同条例附則第三十八項中「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第三十六項各号に掲げる職員以外の者にあつては六十歳とし、同項第一号及び第二号に掲げる職員にあつては六十五歳とし、同項第三号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する職員にあつては六十三歳とする。）」とする。

6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第一条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第三条第二号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第六条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する規則附則第二項から第五項までの規定の適用については、同規則附則第二項の表中「六十歳」とあるのは「六十三歳」と、同規則附則第三項中「前項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程（昭和四十四年埼玉県教育委員会訓令第四号）附則第六項において読み替えられた前項の表」と、同規則附則第四項及び第五項中「附則第二項の表」とあるのは「技能職員の給与等に関する規程附則第六項において読み替えられた附則第二項の表」とする。

別表第五（第四条関係）

降 格 時 号 給 対 応 表

降格した日の前日 に受けていた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	37	9	29	17
2	38	10	30	18
3	39	11	31	19
4	40	12	32	20
5	41	13	33	21
6	42	14	34	22
7	43	15	35	23
8	44	16	36	24
9	45	17	37	25
10	46	18	38	26
11	47	19	39	27
12	48	20	40	28
13	49	21	41	30
14	50	22	42	32
15	51	23	43	34
16	52	24	44	36
17	53	25	45	38
18	54	26	46	40
19	55	27	47	42
20	56	28	48	44
21	57	30	49	45
22	58	32	50	46
23	59	34	51	47
24	60	36	52	48
25	61	37	53	51
26	62	38	54	54
27	63	39	55	57
28	64	40	56	60

別表第五を別表第六とし、別表第四の次に次の一表を加える。

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第一再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

61	121	91	90	101
62	121	94	92	101
63	121	97	94	101
64	121	100	96	101
65	121	105	98	101
66	121	110	100	101
67	121	115	102	101
68	121	121	104	101
69	121	127	105	101
70	121	133	106	
71	121	137	107	
72	121	137	108	
73	121	137	110	
74	121	137	112	
75	121	137	114	
76	121	137	133	
77	121	137	133	
78	121	137	133	
79	121	137	133	
80	121	137	133	
81	121	137	133	
82	121	137	133	
83	121	137	133	
84	121	137	133	
85	121	137	133	
86	121	137	133	
87	121	137	133	
88	121	137	133	
89	121	137	133	
90	121	137	133	
91	121	137	133	
92	121	137	133	

29	65	41	57	62
30	66	42	58	64
31	67	43	59	66
32	68	44	60	68
33	69	45	61	71
34	70	46	62	74
35	71	47	63	77
36	72	48	64	80
37	73	49	65	87
38	74	50	66	94
39	75	51	67	101
40	76	52	68	101
41	77	54	69	101
42	78	56	70	101
43	79	58	71	101
44	80	60	72	101
45	82	61	73	101
46	84	62	74	101
47	86	63	75	101
48	88	64	76	101
49	90	65	77	101
50	92	66	78	101
51	94	67	79	101
52	96	68	80	101
53	98	71	81	101
54	100	74	82	101
55	102	77	83	101
56	107	80	84	101
57	112	82	85	101
58	117	84	86	101
59	121	86	87	101
60	121	88	88	101

93	121	137	133	
94	121	137	133	
95	121	137	133	
96	121	137	133	
97	121	137	133	
98	121	137	133	
99	121	137	133	
100	121	137	133	
101	121	137	133	
102	121	137		
103	121	137		
104	121	137		
105	121	137		
106	121	137		
107	121	137		
108	121	137		
109	121	137		
110	121	137		
111	121	137		
112	121	137		
113	121	137		
114	121	137		
115	121	137		
116	121	137		
117	121	137		
118	121	137		
119	121	137		
120	121	137		
121	121	137		
122	121	137		
123	121	137		
124	121	137		

125	121	137		
126	121	137		
127	121	137		
128	121	137		
129	121	137		
130	121	137		
131	121	137		
132	121	137		
133	121	137		
134	121			
135	121			
136	121			
137	121			

(技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第二条 技能職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（平成三十年埼玉県教育委員会訓令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第九項を附則第十二項とし、附則第八項を附則第十一項とし、附則第七項中「前三項」を「前六項」に、「第六項まで」を「第九項まで」に改め、同項を附則第十項とし、附則第六項の次に次の三項を加える。

7 附則第四項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則

第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第四項の規定にかかわらず、給与規程附則第三項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）に百分の百一・五七一を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与規程附則第三項に定める給料月額との差額を給料として支給する。

8 附則第五項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第五項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

9 附則第六項の規定による給料が支給される技能職員であつて、給与規程附則第三項の規定の適用を受ける技能職員にあっては、附則第六項の規定にかかわらず、教育委員会の定めるところにより、前二項の規定に準じて、給料を支給する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）附則第三項及び第四項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。次項において「令和三年改正法」という。）附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している技能職員には適用しない。

3 暫定再任用職員（令和三年改正法附則第四条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第五条第一項若しくは第三項、第六条第一項若しくは第二項（これらの規定を令和三年改正法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。）のうち暫定再任用職員で地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次項及び附則第五項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除いた技能職員の給料月額は、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員（改正後の規程第四条第六項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）で

あるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則（昭和四十四年埼玉県教育委員会規則第二十四号）第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第二条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第三条第二項の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される技能職員の給与等に関する規程第二条第一項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する規則第三条第一項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる職員の勤務時間、休暇等に関する条例第二条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で、同規則第三条第二項の規定が適用される技能職員にあつては、同項によりその例によることとされる学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間でそれぞれ除して得た数を乗じて得た額とする。

6 前三項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める職員の例による。

- 一 次号に掲げる技能職員以外の技能職員 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第十九号）の適用を受ける職員
- 二 県立学校に勤務する技能職員 当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務

務職員であるものとした場合における学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける職員

（補則）

7 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、埼玉県教育委員会が別に定める。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第3号

埼玉県教育局

県立教育機関

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育局等職員服務規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育局等職員服務規程（昭和五十一年埼玉県教員委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第十四条の八を第十四条の十とし、第十四条の五から第十四条の七までを二条ずつ繰り下げ、第十四条の四の次に次の二条を加える。

（高齢者部分休業の承認申請）

第十四条の五 職員は、地方公務員法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、人事給与管理システム（職員の人事管理、給与等管理に関する事務処理を行うための情報システムをいう。次条第一項において同じ。）により所属長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業承認申請書（様式第十六号の四の二）を所属長を経て教育委員会に提出することができる。

2 教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（高齢者部分休業の変更承認等申請）

第十四条の六 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、あらかじめ人事給与管理システムにより所属長を経て教育委員会に申請しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、高齢者部分休業変更承認等申請書（様式第十六号の四の三）を所属長を経て教育委員会に提出することができる。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第七号を次のように改める。

様式第7号（第10条関係）

年 分 休 暇 簿

職 名		氏 名				本年使用できる			前年からの繰越日数			日						
									条例の規定に基づく日数			日						
採 用 年 月 日		年 月 日				年次休暇日数			計			日						
受 理 (承認) 月 日	届 出 (申請) 月 日	受 理 (承 認)				休 暇 の 期 間			休 暇 の 種 類	休暇 (年 次休暇を 除く。)の 理由	年次休暇 の残日数			夏季 休暇 の残 日数	ボラン ティア 休暇の 残日数	備 考		
		決 権	裁 者														日	時 間
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ( )		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ( )		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ( )		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ( )		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ( )		日	時 間	分	日	時 間	分	
・	・					月 日 から 月 日 まで	日	時 間	分	年 休 その他 ( )		日	時 間	分	日	時 間	分	

- 備考 1 受理（承認）欄の職名等は適宜変更又は増減できること。  
 2 休暇の期間の欄は、休暇の残日数の全てを使用する場合には、休暇の種類に応じて1時間又は30分未満の端数についても記入すること。  
 3 休暇の種類欄は、年次休暇にあつては「年休」を○で囲み、その他の休暇にあつては「その他」を○で囲み、( )内に特別休暇にあつては「特休」、組合休暇にあつては「組休」と記入すること。

様式第十六号の四の次に次の二様式を加える。

様式第16号の4の2（第14条の5関係）

高齢者部分休業承認申請書	
年 月 日	
埼玉県教育委員会 様	
所属所名 職 名 氏 名	
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。	
1 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)
2 休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 )
3 申請理由	

(注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、総務事務システムによること。ただし、これにより難しい場合は、別紙に記入し、申請することができる。

別紙

職 名				氏 名			承認	高 齢 者 部 分 休 業 の 承 認 の 取 消 し を 申 請 す る 時 間	時間数	備 考
所属 長				月日	午 前	午 後				
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		
				.	時 分 時 分 まで	時 分 時 分 まで		時間 分		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第16号の4の3（第14条の6関係）

高齢者部分休業変更承認等申請書 年 月 日 埼玉県教育委員会 様 所属所名 職 名 氏 名 次のとおり高齢者部分休業の変更の承認又は取消しを申請します。	
1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	時間 (内訳 )

(注)「3 変更後の休業時間(1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

様式第十六号の五中「(第14条の5関係)」を「(第14条の7関係)」に改める。  
様式第十六号の六中「(第14条の6関係)」を「(第14条の8関係)」に改める。  
様式第十六号の七中「(第14条の7関係)」を「(第14条の9関係)」に改める。  
様式第十六号の八中「(第14条の8関係)」を「(第14条の10関係)」に改める。

#### 附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正前の埼玉県教育局等職員服務規程に定める様式の内紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。

## 訓 令

### 埼玉県教育委員会訓令第4号

埼玉県教育局  
県立教育機関

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

埼玉県教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（昭和六十一年埼玉県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「副教育長」の下に「及び本局の参事」を加え、同条第三項中「副部長及び参事」を「高校改革統括監、副部長及び部の参事」に改める。

第六条中「。以下」の下に「第八条、第十条及び第十二条において」を加える。

第八条第一項中「、学校評価、地域教育幹」を削る。

第十条中「部長、副部長、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部長」に改める。

第十二条第一項第三号及び第二項第一号中「参事」を「部の参事」に改め、同条第四項中「副部長、参事」を「参事、高校改革統括監、副部長」に改める。

別表第一中第十八号を第十九号とし、第九号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

<p>九 公立学校の校長及び教員の研修等を行うこと。</p>		<p>教育公務員特 例法（昭和二十四 年法律第一 号）第二十二 条の三第一項の規 定に基づき、校 長及び教員とし ての資質に関す る指標を定める こと。</p>	<p>1 教育公務員特 例法第二十二 条の四第一項の規 定に基づき、教 員研修計画を定 めること。</p> <p>2 教育公務員特 例法第二十二 条の五第一項の規 定に基づき、研 修等に関する記 録を作成するこ と。</p>
--------------------------------	--	--	--

別表第二教育総務部の表総務課の項第二号教育委員会決裁事項の欄2中「部長、副部長、参事」を「参事、部長、高校改革統括監、副部長」に改め、同号教育長専決事項の欄12から14までの規定中「副教育長」の下に「、本局の参事」を加え、同号部長専決事項の欄8中「副部长、参事、部付、課長」を「高校改革統括監、副部长、部の参事、部付、課長、副参事」に改める。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中11を13とし、同欄10中「（昭和二十四年法律第一号）」を削り、同欄中10を12とし、9を11とし、8の次に次のように加える。

9 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年埼玉県条例第四号。以下「定年制条例」という。）第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

10 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。

別表第二県立学校部の表県立学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中11を13とし、3から10までを5から12までとし、2の次に次のように加える。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

4 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号教育長専決事項の欄中10を12とし、9を11とし、8を10とし、7の次に次のように加える。

8 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める校長について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会承認を得ること。

9 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該校長の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表小中学校人事課の項第一号部長専決事項の欄中10を12とし、3から9までを5から11までとし、2の次に次のように加える。

3 定年制条例第九条第四項の規定に基づき、異動期間が延長された管理監督職を占める副校長及び教頭について、当該異動期間を更に延長することについて、人事委員会の承認を得ること。

4 定年制条例第十条の規定に基づき、定年制条例第九条第三項若しくは第四項の規定により異動期間を延長する場合又は同条第三項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合に、それぞれ当該副校長及び当該教頭の同意を得ること。

別表第二市町村支援部の表文化資源課の項第三号部長専決事項の欄1中「第十二条」を「第十三条第一項」に改め、「決定し」の下に「、法第十四条第二項の規定に基づき」を加え、同欄2中「第十四条」を「第十九条」に改め、同欄3中「博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号。以下この項において「施行規則」という。）第十九条」を「法第三十一条第一項」に改め、同欄4中「施行規則第二十四条」を「法第三十一条第二項」に改める。

別表第三第二号専決事項の欄を次のように改める。

- 1 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下この項において「法」という。）第六十八条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 2 法第七十条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 3 法第七十二条の規定に基づき、措置要求をすること。
- 4 法第七十六条第一項の規定に基づく開示請求を受理すること。
- 5 法第七十七条第三項の規定に基づき、開示請求書の補正を求めること。
- 6 法第八十二条第一項の規定に基づき、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をし、及び通知すること。
- 7 法第八十二条第二項の規定に基づき、保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をし、及び通知すること。
- 8 法第八十五条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び開示請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 9 法第八十六条第一項又は第二項の規定に基づき、通知し、及び意見書を受理すること。
- 10 法第八十六条第三項（法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、通知すること。
- 11 法第八十七条第一項の規定に基づき、保有個人情報を開示すること。
- 12 法第八十七条第三項の規定に基づく申出を受理すること。
- 13 法第九十条第一項の規定に基づく訂正請求を受理すること。
- 14 法第九十一条第三項の規定に基づき、訂正請求書の補正を求めること。
- 15 法第九十三条第一項の規定に基づき、訂正をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 16 法第九十三条第二項の規定に基づき、訂正をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 17 法第九十四条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 18 法第九十五条の規定に基づき、通知すること。
- 19 法第九十六条第一項の規定に基づき、事案を移送し、及び訂正請求者に通知し、又は事案の移送を受けること。
- 20 法第九十七条の規定に基づき、通知すること。
- 21 法第九十八条第一項の規定に基づく利用停止請求を受理すること。
- 22 法第九十九条第三項の規定に基づき、利用停止請求書の補正を求めること。

- と。
- 23 法第一条第一項の規定に基づき、利用停止をする旨の決定をし、及び通知すること。
- 24 法第一条第二項の規定に基づき、利用停止をしない旨の決定をし、及び通知すること。
- 25 法第二条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 26 法第三条の規定に基づき、通知すること。
- 27 法第五条第二項の規定に基づき、諮問をした旨を通知すること。
- 28 法第九条第一項の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成すること。
- 29 法第十二条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 30 法第十四条第一項の規定に基づき、審査すること。
- 31 法第十四条第二項の規定に基づき、通知すること。
- 32 法第十四条第三項の規定に基づき、通知すること。
- 33 法第十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。
- 34 法第十八条第一項の規定に基づく提案を受けること。
- 35 法第十八条第二項の規定に基づき、審査等すること。
- 36 法第二十七条の規定に基づき、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の措置を講ずること。
- 37 法第二十八条の規定に基づき、苦情処理をすること。
- 38 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年埼玉県条例第五十号。以下この項において「条例」という。）第五条第一項又は第三項の規定に基づき、個人情報ファイルの保有等に関する事前通知をすること。
- 39 条例第七条第二項の規定に基づき、期間を延長し、及び通知すること。
- 40 条例第八条の規定に基づき、通知すること。

## 附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十二号

令和四年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
ときがわ町	西平三	令和五年三月二十日から 令和五年三月三十一日まで
東秩父村	御堂四	令和五年三月二十日から 令和五年三月三十一日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十三号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）第五条の規定により、同条例別表県民生活部の項第一号及び第二号に規定する手数料の減免について次のように定め、令和五年三月二十七日から施行する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 旅券法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十三号）による改正後の旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下「改正旅券法」という。）第二十条第六項の規定により国に納付すべき手数料が免除された者に係る手数料については、手数料の金額を免除する。

二 改正旅券法第二十条第六項の規定により国に納付すべき手数料が減額された者に係る手数料については、手数料の金額に国に納付すべき手数料が減額された割合を乗じて得た額を減額する。

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十条第一項に規定する指定定期検査機関及び同法第一百七十七条第一項に規定する指定計量証明検査機関として、次のとおり令和五年三月十日付けで指定した。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

一般社団法人埼玉県計量協会

### 二 所在地

埼玉県さいたま市北区榎引町二丁目二百五十四番地一埼玉県計量検定所内

### 三 指定期間

令和五年四月一日から令和八年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、元荒川上流土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	柴崎	埼玉県行田市大字真名板百九十九番地

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、清算法人荒木郷地裏土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
監事	木元 紘一	埼玉県行田市大字荒木千九百九十番地一
同	園部 修	同 同 同 須加四千百十一番地
同	川嶋 春夫	同 同 同 荒木五千百八十一番地一

# 告示

## 埼玉県告示第三百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人荒木郷地裏土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	野村 正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
	松村 幸雄	同 同 三千六百二十二番地
	井ノ山 竹男	同 同 三千五百八十番地二
	北岡 一	同 同 三千五百七十番地
	國島 健一	同 同 千九百十三番地二
	北岡 孝一	同 同 三千五百八十一番地
	野口 誠一	同 同 三千六百三十四番地四
	園部 弘行	同 同 須加八百七十五番地
	鎗田 榮	同 同 荒木三千五百四十五番地
	片柳 三郎	同 同 五千四百四十一番地
	武井 修	同 同 二千三百二十七番地二
	高澤 進	同 同 千五百二十三番地二
	石田 雄一	同 同 千九百五十四番地
	間々田 英治	同 同 千六百二番地

# 告 示

## 埼玉県告示第三百三十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により新座市から新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第三百三十九号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項第一号中「第十三項」を「第十四項」に改め、同表第八項第一号中「係る支出負担行為」の下に「（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第十四項に規定する放置違反金等（以下「放置違反金等」という。）の還付に係るものを除く。第三号において同じ。）」を加え、同表第二号中「道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の四第十四項に規定する放置違反金等（以下「放置違反金等」という。）」を「放置違反金等に係るもの」に改め、同表第十項第二号中「出納員の所属する課等に属する」を削り、同項中第二号を第四号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 放置違反金等の還付に係る支出負担行為で、資金前渡及び概算払に係る精算調書の審査を行うこと。

別表第一第十項に第一号として次の一号を加える。

一 放置違反金等の還付に係る支出負担行為のうち、規則第四十八条第二項に定める支出命令書及び支出負担行為兼支出命令書により支出の命令をするもの及び当該支出に係る精算調書により支出の命令をするものに関する確認を行うこと。

別表第一第十三項第二号中「次項第四号」を「次項第三号」に改める。

# 告 示

## 埼玉県告示第三百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年三月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

第6次埼玉県議会情報ネットワーク構成機器賃貸借及び運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局総務課 I T ・ 情報公開担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3  
丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年1月31日

4 落札者の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋1丁目5番2号

5 落札金額

225,470,168円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和4年12月27日

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道四百六十三号 所沢市上新井五丁目八番八地先から同市上新

井五丁目二番二七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和五年三月二十五日

## 告示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県川越県土整備事務所長 落合 誠

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字上広瀬一二九九番一 地先から同市大字下広瀬六〇三 番一地先まで		区 間
十七・二三ノ 二四・七九	十七・二三ノ 二〇・二一	敷地の幅員 (メートル)
二七・五九		延長 (メートル)
狭山市都市計画道路笹井柏原線の整 備に伴う交差点改良工事による		備 考

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

<p>路 線 名</p>	<p>東松山停車場線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>東松山市箭弓町一丁目五二九 六番一地从り同市神明町一 丁目五三三一番二地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十四日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十二年四月六日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第二十九号で告示 した道路予定区域の供用開 始である。延長三六八・〇 メートル。</p>

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

路線名	行田東松山線
供用開始の区間	東松山市神明町一丁目五四一 七番二地先から 同市神明町一丁目五四二八番 四地先まで
供用開始の期日	令和五年三月二十四日
備考	平成三十年三月十六日付け 埼玉県東松山県土整備事務 所長告示第五号で告示した 道路予定区域の供用開始で ある。延長一三九・九九メ ートル。

## 告 示

### 埼玉県飯能県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

<p>一般国道四百七号</p>	<p>路 線 名</p>
<p>鶴ヶ島市大字高倉字新右エ門前一六一 番一二地先から 同市大字高倉字新右エ門前一五八番地 一地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年六月十七日付け埼 玉県飯能県土整備事務所長告 示第六号の供用開始である。 延長二二〇・〇〇メートル。</p>	<p>備 考</p>

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 松伏春日部関宿線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
北葛飾郡松伏町大字金杉字稲荷六二七番地先から同郡同町大字築比地字野銭一一番三地先まで	北葛飾郡松伏町大字金杉字稲荷五四六番二地先から同郡同町大字築比地字野銭二八番一地先まで		区 間
九・〇一〇 一〇・八四	六・六〇〇 一二・四一		敷地の幅員 (メートル)
五六七・一三	五〇〇・〇〇		(メートル) 延長
			備 考  平成十年三月三日付け埼玉県告示第二百九十九号で告示した道路予定区域の変更である。

## 告 示

### 埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 海老原 正 明

<p>路線名</p>	<p>松伏春日部関宿線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字金杉字稲荷五四六番二地先から同郡同町大字築比地字野銭二八番一地先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年三月二十四日</p>
<p>備考</p>	<p>令和五年三月二十四日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の供用開始である。延長六五五・五〇メートル</p>

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年三月二十四日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

<p>春日部久喜線</p>	<p>路線名</p>
<p>南埼玉郡宮代町字宮東八九番地先から同郡同町字中島九一一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年三月二十五日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>令和四年十月十八日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長 三三二・八四メートル</p>	<p>備考</p>

## 告示

### 埼玉県議会告示第一号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号

四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号

- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
  - 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
  - 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
  - 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百一十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
  - 九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
  - 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五百五号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
  - 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）第四百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
  - 十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
  - 十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
  - 十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号
  - 十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書  
の番号
  - 十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号
  - 十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号  
（要配慮個人情報）
- 第四条 条例第二条第三項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。
- 一 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体

## 上の障害

- ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
- ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二章第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
- ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

- 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

- 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

- 六 性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）

- 七 性自認（自己の性別についての認識をいう。）

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第五条 条例第十一条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生し  
たおそれがある事態

2 議長は、条例第十一一条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定め  
る事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保  
護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

一 概要

二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

三 原因

四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

五 その他参考となる事項

(電磁的方法)

第六条 条例第十五条第四項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して  
使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するため  
に用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二  
条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う  
場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第七条 条例第十六条第二項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加  
工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、そ  
の結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱  
いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第八条 議長は、個人情報ファイル(条例第十七条第二項各号に掲げるもの及び同  
条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第  
四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿  
を作成しなければならない。

2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳  
簿とする。

- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第十七条第二項第一号へに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。
- 6 条例第十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
  - 二 条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第九項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨
- 7 条例第十七条第二項第一号への議長が定める数は、千人とする。
- 8 条例第十七条第二項第一号トの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。
  - 一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）
  - イ 執行機関の職員又は当該職員であつた者
  - ロ 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
  - 二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの
- 9 条例第十七条第二項第三号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第二条第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二条第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求書）

第九条 条例第十九条第一項に規定する開示請求書は、開示請求書（様式第一号）によるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第十条 条例第十九条第二項、第三十二条第二項又は第三十九条第二項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所又は同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの  
二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの

3 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八条第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面での旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第十一条 条例第二十四条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

四 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定通知書)

第十二条 条例第二十四条第一項の書面は、開示決定通知書(様式第二号)とする。

- 2 条例第二十四条第二項の書面は、開示をしない旨の決定通知書(様式第三号)とする。

(開示決定等期限延長通知書)

第十三条 条例第二十五条第二項の書面は、開示決定等期限延長通知書(様式第四号)とする。

(開示決定等期限特例延長通知書)

第十四条 条例第二十六条第一項の書面は、開示決定等期限特例延長通知書(様式第五号)とする。

(第三者意見照会書等)

第十五条 条例第二十七条第一項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第六号)により行うものとする。

- 2 条例第二十七条第二項の書面は、第三者意見照会書(様式第七号)とする。

- 3 条例第二十七条第一項又は第二項の意見書は、第三者開示決定等意見書(様式第八号)とする。

- 4 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならぬ。

- 5 条例第二十七条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

- 6 条例第二十七条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかを別及びその理由

7 条例第二十七条第三項の書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（様式第九号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

第十六条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前二項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

（開示の実施の方法等の申出）

第十七条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法（開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法）

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあっては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

2 条例第二十四条第一項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(訂正請求書)

第十八条 条例第三十二条第一項に規定する訂正請求書は、訂正請求書(様式第十号)によるものとする。

(訂正決定通知書等)

第十九条 条例第三十四条第一項の書面は、訂正決定通知書(様式第十一号)とする。

2 条例第三十四条第二項の書面は、訂正をしない旨の決定通知書(様式第十二号)とする。

(訂正決定等期限延長通知書)

第二十条 条例第三十五条第二項の書面は、訂正決定等期限延長通知書(様式第十三号)とする。

(訂正決定等期限特例延長通知書)

第二十一条 条例第三十六条の書面は、訂正決定等期限特例延長通知書(様式第十四号)とする。

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第二十二条 条例第三十七条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第十五号)とする。

(利用停止請求書)

第二十三条 条例第三十九条第一項に規定する利用停止請求書は、利用停止請求書(様式第十六号)によるものとする。

(利用停止決定通知書等)

第二十四条 条例第四十一条第一項の書面は、利用停止決定通知書(様式第十七号)とする。

2 条例第四十一条第二項の書面は、利用停止をしない旨の決定通知書(様式第十八号)とする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第二十五条 条例第四十二条第二項の書面は、利用停止決定等期限延長通知書(様

式第十九号)とする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第二十六条 条例第四十三条の書面は、利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第二十号)とする。

(諮問をした旨の通知書)

第二十七条 条例第四十五条第二項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第二十一号)により行うものとする。

#### 附 則

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

2 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程(令和五年埼玉議会告示第一号)の施行後遅滞なく」とする。

開示請求書

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア、イ又はウのいずれかを選択してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法>  閲覧  写しの交付

その他 ( \_\_\_\_\_ )

<実施の希望日> \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

イ 写しの送付を希望する。

ウ 電子情報処理組織を使用した開示を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者  本人  法定代理人  任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。

ウ 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人  
任意代理人委任者

(ふりがな)

(イ) 本人の氏名 \_\_\_\_\_

(ウ) 本人の住所又は居所 \_\_\_\_\_

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

開示決定通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり、開示することに決定したので通知します。

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

2 不開示とした部分とその理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以

内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

### 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

### 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を実施する場合

様式第3号（第12条第2項関係）

開示をしない旨の決定通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉

県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号（第13条関係）

開示決定等期限延長通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第5号（第14条関係）

開示決定等期限特例延長通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第26条の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第26条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。  年 月 日

様式第6号（第15条第1項関係）

第三者意見照会書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	埼玉県議会事務局 〒 TEL ( )
意見書の提出期限	年 月 日

様式第7号（第15条第2項関係）

第三者意見照会書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



に関する情報が含まれている保有個人情報について、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第27条第2項の規定により、御意見を伺うこととなっております。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第27条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	埼玉県議会事務局

	〒	TEL	( )
意見書の提出期限	年	月	日

様式第8号（第15条第3項関係）

第三者開示決定等意見書

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分  (2) 支障（不利益）の具体的理由
連絡先	

様式第9号（第15条第7項関係）

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



から 年 月 日付で「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第27条第3項の規定により通知します。

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以

内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

訂正請求書

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第32条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等(法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。)

(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人  
任意代理人委任者

(ふりがな)

(2) 本人の氏名\_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所\_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第11号（第19条第1項関係）

訂正決定通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定したので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場

合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第12号（第19条第2項関係）

訂正をしない旨の決定通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第34条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以

内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第13号（第20条関係）

訂正決定等期限延長通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第35条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第14号（第21条関係）

訂正決定等期限特例延長通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第36条の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第36条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

様式第15号（第22条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



に提供している次の保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第33条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第37条の規定により、通知します。

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容)  (訂正理由)

利用停止請求書

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒 \_\_\_\_\_

TEL \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 開示決定通知書の日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等：
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証

個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

その他（ ）

※ 請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(1) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人

任意代理人委任者

（ふりがな）

(2) 本人の氏名\_\_\_\_\_

(3) 本人の住所又は居所\_\_\_\_\_

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

様式第17号（第24条第1項関係）

利用停止決定通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第1項の規定により、次のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容)  (利用停止の理由)

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第18号（第24条第2項関係）

利用停止をしない旨の決定通知書

埼議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第41条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、次のとおり通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第19号（第25条関係）

利用停止決定等期限延長通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第42条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

様式第20号（第26条関係）

利用停止決定等期限特例延長通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第43条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

様式第 2 1 号 (第 2 7 条関係)

諮問をした旨の通知書

埼玉議第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



年 月 日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり埼玉県個人情報保護審査会に諮問したので、埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第 4 5 条第 2 項の規定により通知します。

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日  (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号

## 告 示

### 埼玉県議会告示第二号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例実施要綱を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例実施要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、別に定めるもののほか、埼玉県議会が保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十一号。以下「条例」という。）に基づく開示決定等の実施について必要な事項を定めるものとする。

(開示決定の取消し)

第二条 議長は、条例第二十四条第一項の規定による開示決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その決定を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により開示の決定を受けたとき。
- 二 公文書の汚損、き損又は採取りのおそれがあると認められるとき。

(施行の状況の公表)

第三条 条例第五十二条に規定する施行の状況の公表は、毎年五月末日までに行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況
- 二 請求に対する措置の状況

3 第一項の公表は、議長が定める方法により行うものとする。

(調整)

第四条 保有個人情報の開示に関し必要な調整は、別に議会事務局総務課長が行う。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

## 告示

### 埼玉県議会告示第三号

埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

埼玉県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する告示

埼玉県議会情報公開条例施行規程（平成十一年埼玉県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条第二項中「第十条第四項」を「第九条第四項」に改める。

第三条中「第十条第五項」を「第九条第五項」に改める。

第四条中「第十条第六項」を「第九条第六項」に改める。

第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（第三者意見照会書等）

第五条 条例第十一条第一項に規定する通知は、様式第六号の二により行うものとする。

2 条例第十一条第二項に規定する書面は、様式第六号の三とする。

3 条例第十一条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者が提出する意見書の様式は、様式第六号の四とする。

4 議長は、条例第十一条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、公開請求に係る請求者の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

5 条例第十一条第一項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 公開請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

6 条例第十一条第二項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第十一条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

7 条例第十一条第三項に規定する書面は、様式第六号の五とする。

様式第二号中「様10の3」を「様9の3」に改める。

様式第三号中「様10の4」を「様9の4」に改める。

様式第六号の次に次の四様式を加える。

様式第 6 号の 2 (第 5 条第 1 項関係)

第 三 者 意 見 照 会 書

埼 議 第 号  
年 月 日

様

埼 玉 県 議 会 議 長



に関する情報が含まれている公文書について、埼玉県議会情報公開条例第 9 条第 1 項の規定による公開請求があり、当該公文書について公開決定等を行う際の参考とするため、同条例第 11 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該公文書を公開することにつき御意見があるときは、同封した「第三者公開決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

公開請求に係る 公文書の名称等	
公開請求の年月日	年 月 日
公開請求に係る 公文書に含まれてい る に関する 情報 の 内 容	
意見書の提出先	埼玉県議会事務局 〒 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第 6 号の 3 (第 5 条第 2 項関係)

第 三 者 意 見 照 会 書

埼 議 第 号  
年 月 日

様

埼 玉 県 議 会 議 長



に関する情報が含まれている公文書について、埼玉県議会情報公開条例第 9 条第 1 項の規定による公開請求があり、当該公文書について公開決定等を行う際の参考とするため、同条例第 11 条第 2 項の規定により、御意見を伺うこととなっております。

つきましては、お手数ですが、当該公文書を公開することにつき御意見があるときは、同封した「第三者公開決定等意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

公開請求に係る 公文書の名称等	
公開請求の年月日	年 月 日
条例第 11 条第 2 項 第 1 号又は第 2 号の 規定の適用区分 及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号、 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
意見書の提出先	埼玉県議会事務局 〒 電話番号
意見書の提出期限	年 月 日

様式第6号の4（第5条第3項関係）

年 月 日

埼玉県議会議長 様

氏名 \_\_\_\_\_

住所又は居所

〒

電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

第三者公開決定等意見書

年 月 日付けで照会のあった公文書の公開について、次のとおり意見を提出します。

公開請求に係る 公文書の名称等		
公開請求の年月日	年	月 日
公開決定に対する 反対の意思の有無	有	無
公開に関する 御意見 〔公開決定に反対 する理由〕		
連絡先		

様式第6号の5（第5条第7項関係）

公開決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

埼玉議 第 号  
年 月 日

様

埼玉県議会議長



から 年 月 日付けで「第三者公開決定等意見書」の提出がありました公文書については、次のとおり公開決定しましたので、埼玉県議会情報公開条例第11条第3項の規定により通知します。

公開請求に係る公文書の名称等	
公開することとした理由	
公開決定をした日	年 月 日
公開を実施する日	年 月 日

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県議会議長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県

議会議長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第七号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県議会告示第四号

埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

埼玉県議会情報公開実施要綱の一部を改正する告示

埼玉県議会情報公開実施要綱（平成十一年埼玉県議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第九条」を「第八条」に改める。

第六条第一項中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改める。

第七条第一項中「第十五条」を「第十七条」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県議会告示第五号

埼玉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年埼玉県条例第五十号）第三十条第二項に規定する保有個人情報の開示を受ける者が負担すべき費用等を次のとおり定め、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月二十四日

埼玉県議会議長 中屋敷 慎 一

- 一 保有個人情報の開示の実施に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。
- 二 開示の実施に係る文書又は図画の写し等の交付部数は、一部とする。
- 三 開示の実施に要する費用は、前納とする。
- 四 議長が文書又は図画の写し等の交付を行った後、当該写し等の交付に係る処分を変更したときは、文書又は図画の写し等の交付を受けた者に対し、新たな費用の負担を求めることなく、当該変更部分について既に行った当該文書又は図画の写し等の交付と同じ方法により作成した文書又は図画の写し等を交付する。

## 別表

保有個人情報の開示の実施の方法		開示の実施に要する費用の額
一 文書又は図画を複写機により用紙に複写したものの交付	イ 単色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 十円
	ロ 多色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 二十円
二 電磁的記録を印刷物として用紙に出力したものの交付	イ 単色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 十円
	ロ 多色刷（A3判、A4判、B4判及びB5判）	一枚につき 二十円
三 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付	光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生できるもの。）	一枚につき 六十円
四 前三号に掲げる以外の方法で複写し、又は出力したものの交付		当該方法で複写し、又は出力したものの作成に要する費用の額
備考		
<p>1 複写機により用紙に複写をするときは、文書又は図画の写しの用紙の大きさは、当該文書又は図画と同じ大きさとする。ただし、同じ大きさで複写できない場合にあつては適宜分割し、あるいはより大きな大きさに複写し、当該文書又は図画が用紙の両面に情報を有するものである場合にあつては、原則として用紙の両面に複写し、用紙の片面に情報を有するものである場合にあつては、用紙の片面に複写する。</p> <p>2 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写をするときは、ファイルの圧縮、分割又は変換をしない。一つの電磁的記録媒体への複数の電磁的記録の複写は、同一課室に対する請求で、写しの交付日が同じとなる場合に限る。また、電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付を求める者が持参した記録媒体に複写することを認めない。</p> <p>3 第一号ロ及び第二号ロに掲げる文書又は図画の写し等の作成の方法は、議長がその保有する処理装置及びプログラムにより当該文書又は図画等を複写し、又は出力することができる場合であつて、文書又は図画の写し等の交付を受ける者が希望したときに限り実施する。</p> <p>4 第一号又は第二号に掲げる文書又は図画の写し等の作成の方法で、用紙の両面に複写し、又は出力したのものについては、片面につき用紙一枚として写しの作成に要する額を算定する。</p> <p>5 第三号に掲げる電磁的記録の方法は、議長がその保有する処理装置及びプログラムにより当該電磁的記録を複写することができる場合に限り実施する。</p>		

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があつたので、公示する。

令和五年三月二十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 廃止する技能教育のための施設の名称

イ クラーク高等学院さいたま校（埼玉県さいたま市大宮区高鼻町二丁目六十九番五）

ロ クラーク高等学院所沢校（埼玉県所沢市大字北秋津七百八十八番地の三）

二 廃止年月日

令和五年三月三十一日

## 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）  
第五十六条第七項の規定により、収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公  
表する。

令和五年三月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 植 竹 恒 夫

## 1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
(輸入業者) 株式会社カイセトレーディング 東京都中央区	埼玉酪農業協同組合 埼玉県深谷市	乾牧草	オーツヘイ	4.10	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
(輸入業者) 全国酪農業協同組合連合会 東京都渋谷区	同上	乾牧草	ルーサン	4.10	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	スーダン	4.11	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	カナダチモシー	4.10	重金属-鉛、カドミウム、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

## 2. 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	違反の有無及び違反の内容
株式会社中村屋 埼玉工場 埼玉県久喜市	株式会社中村屋 埼玉工場	餡かす(小豆かす)発酵飼料	4.6	栄養成分-粗蛋白、粗脂肪、カルシウム、りん、粗繊維、粗灰分	無

(注) 1. 飼料の名称の欄中の「**規**」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

## 雑 報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

令和五年三月二十四日

埼玉県病害虫防除所長 植 竹 恒 夫

令和4年12月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	秩父石灰工業株式会 社	顆粒消石灰	A1				
		アグリ72	A1				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 分析項目の略号は、次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－カリ全量、A1－アルカリ分、Cd－カドミウム

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、川口市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和五年三月二十四日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

川口市営住宅設置及び管理条例施行規則（平成十年川口市規則第五号）別表

第一（第二条関係）別表第二（第一条、第二十四条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

四 管理を行う期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、行田市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和五年三月二十四日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

行田市市営住宅条例施行規則（平成十年行田市規則第二十一号）別表（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

四 管理を行う期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで

## 雑 報

公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、深谷市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を次のとおり行うこととする。

令和五年三月二十四日

埼玉県住宅供給公社理事長 石川 幸彦

一 管理を行う地方住宅供給公社の名称

埼玉県住宅供給公社

二 管理を行う市営住宅等の名称

深谷市営住宅管理条例施行規則（平成十八年深谷市規則第八十五号）別表（第二条関係）に掲げる市営住宅等

三 管理の内容

法第三章の規定による市営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）

四 管理を行う期間

令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで